# 租税条約等の実施に伴昭和四十四年法律第四十六号

和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(定義)(で義)(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。(昭和二十五年法律第二十四号)、地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)及び地方税法第一条 この法律は、租税条約等を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人

でめる規定を有するものをいう。)をいう。 ては徴収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する文書の送達の共助をすることを は徴収のための財産の保全の共助をすること又は租税に関する主と、租税の徴収の共助若しく 4 本で、租税条約等 租税条約及び租税相互行政支援協定(租税条約以外の我が国が締結した国際約 A 二 租税条約等 租税条約及び租税相互行政支援協定(租税条約以外の我が国が締結した国際約 A

一 相手国等 租税条約等の我が国以外の締約国又は締約者をいう。

で計算した金額を超えないものとしている場合におけるその一定の税率又は一定の割合をい五 限度税率 租税条約において相手国居住者等に対する課税につき一定の税率又は一定の割合

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

相定を適用する。 規定を適用する。 規定を適用する。 現定を適用する。 の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負 課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負 課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負 課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負 課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負 課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負

て準用する。 て準用する。 で、第三条の二から第七条まで及び第十二条において適用する場合についで、第三条の三、第四条、第五条の二から第七条まで及び第十二条において適用する場合についます。 下得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次条から第三条の二の二ま

五条、第六条の二、第七条及び第十二条において適用する場合について準用する。3 法人税法第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四の規定は、第一項の規定を第四条、第

(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)
4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

の規定の適用があるものとする。う。)については、所得税法第二百十二条第一項及び租税特別措置法第四十一条の二十二第一項

る。 る。 の機関手国民住者等が免税対象の役務提供対価のうちから租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税がある二条第一項又は租税特別措置法第四十一条の二十二第一項の規定により徴収すべき所得税法第二百十第一項各号に掲げる者に支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬につき所得税法第二百十3 免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価のうちから租税特別措置法第四十一条の二十二3 免税相手国居住者等が免税対象の役務提供対価のうちから租税特別措置法第四十一条の二十二

\* 第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二百十五条(租税特別措置法第四十一条の」とする。

(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

本いものとする。 日季回りでは、第百七十八条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用は一条の十二第一項及び第二項並びに第四十一条の十二第一項、第四十一条の十一の四第一項、第四十一条の九第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第三十二条の十一の四第一項、第百七十条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び二項、第百六十九条、第百七十条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び二項、第百六十九条、第百七十条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び二項、第百六十九条、第百七十八条、第百七十九条並びに第二百十二条第一項及び二項、第二十九条第二項及び第五号、第三十二条第一項及び第五号、第三十二条第一項及び第五号、第三十二条第一項及び第五号、第三十二条第一項及び第五号、第三十二条第一項及び第五号、第三十二条第二項及び第五号、第三十二条第二項及び第五号、第三十二条第二項及び第五号、第三十二条第二項及び第五号、第三十二条第二項及び第五号、第三項目の規定の通用があるものについては、第三十二条の規定の通用がある。

して取り扱われる部分(次項において「株主等配当等」という。)であつて限度税率を定める当者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得と3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である

約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。 規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条四十一条の九第二項若しくは第三項、第四十一条の十二第二項若しくは第三項、第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第百七十九条若しくは第二百十三条第一項

適用はないものとする。 ・ 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用はないものとする。 ・ 外国法人が支払を受ける株主等配当等であって所得税の免除を定める租税条約の規定の適用が

項までの規定の適用はないものとする。 措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三 措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三 捐置法第九条の通用があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別の規定の適用があるものについては、所得税法第二国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条

条第一項第

一号

第百七十五条、第百八十二条、第二百五条、第二百八条、第二百九条の三、第二百十一条若しく「当等」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法る当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この条において「特定配払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成員となつてい払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成員となつていは同項第六号に規定する内国法人(人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。)が支は同項第二条第一項第三号に規定する居住者(以下この条において「居住者」という。)又

税率」という。)によるものとする。 保険後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率」という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 という。)によるものとする。 (当該平原税率(当該限度税率(当該限度税率が住民税(道府県民税をいう。以下この項において「控除後限度税率が定元規定する税率以上である場合を除き、居住者等の特定配当等に関する規定において「控除後限度税率がら、とする。)が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定」という。)とする。)が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定」という。)とする。)が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定」という。)とする。)が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定」という。)とする。)が当該特定配当等に適用される居住者等の特定配当等に関する規定」という。)とする。以下この条において「適用限度税率以上である場合を除き、居住者等の特定配当等に関する規定において「適用限度税率以上である場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率以上である場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率以上である場合には、控除後限度税率とする。以下この条において「適用限度税率以上である場合には、対象をでは、対象をいる、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をいえる、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をでは、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいるが、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象をいる、対象を

「道府県民税」とあるのは、「都民税」と読み替えるものとする。10 前項の規定のうち、道府県に関する規定は都について準用する。この場合において、同項中

12 第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定は、第一項に規定する配当等及び譲渡収益14 第一項、第三項、第五項、第七項及び第九項の規定の適用はないものとする。三項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条、第二百四条第一項、第二百七条、第二百九条の二、第二百十条及び第二百十二条第の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第四号、第百七十四条、第百七十五条、第1 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定

型での通りではようののでは、このでようではより得なころでは、100kgに関するとはいるであった。 200kgには、100kgには 100kgには、100

の配当等及び当該譲渡収益に対する所得税額をその支払を受けるべき金額に第一項、第三項、第

並びに第三項、第五項、第七項及び第九項に規定する配当等に対し所得税を課さず、

又はこれら

読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句にて第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等につい規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等につい

一次条の規定による申告書その年の翌年三月十五日

を提出することができる

第百七十二第百七十条(税率)第百七十二第百七十条(税率)第百七十二第百七十条(税率)第一日前に年三月十五日(同日前に年三月十五日(同日前に

等の分離課税等)
第百七十条(分離課税に係る所得税の税率)若しくは第百七十条の十第一項(定期積金の給付補塡金税等)、第八条の二第一項若しくは第三項(私募公社債等運用税等)、第八条の二第一項書に係る配当所得の分離課税等)、第九条の三(上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例)、条の三(上場株式等の配当等に係る配当所得の分離課税等)、第九段資に係る所得税の税率)又は租税特別措置法(昭率)を持続の税率)若しくは第百七十条の分離課税に係る所得税の税率)若しくは第百七十年。

									<u> </u>	
	条第三項	第百七十二	四号	条第一項第	第百七十二			三号	条第一項第	第百七十二
掲げる金額との合計額)当該金額と同項第三号にを受ける者については、	金額(前項の規定の適用金額	非居住者			国内における勤務					(百七十二)前号に掲げる
	金額	非居住者又は外国法人		の二第七項に規定する第三国団体配当等をいう。)	支払を受ける第三国団体配当等(租税条約等実施特例法第三条	得税の税率の特例等)の限度税率を適用して計算した	条の二第七項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所	律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第三	法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法	同号に規定する金額につき租税条約等の実施に伴う所得税法、
16	3									

の収入金額とする。 中告不要第三国団体配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要第三国団体配当等15 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

のとする。 
一次の表別のとする。 
一次の表別のとする。 
一次条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあった。 
一次条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあった。 
一次条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあった。 
一次を表別のとする。

のは「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額(租税条約等実及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とある定する申告不要第三国団体配当等に係るもの」と、「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)三条の二第十四項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)に規に、同条第一項中「ものを除く。)」とあるのは「ものを除く。)及び租税条約等実施特例法第四、所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合に四、所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合に

関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。定による申請又は申告に関する特例その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に立一前各号に定めるもののほか、所得税法第百六十六条において準用する同法第二編第五章の規

民住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利民住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利民住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利に金額に相当する所得税を課する。

前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

る。 「特定利子に係る利子所得の金額(以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。)」とすする特定利子に係る利子所得の金額(以下「特定利子に係る所得税の税率の特例等)に規定条の二第十六項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)に規定法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等の実施に伴う所得税法、十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、一所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三

は、「各種所得の金額(特定利子に係る利子所得の金額を除く。)」とする。 一 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるの

三 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの三 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適別とする。

な事項は、政令で定める。 その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要 その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定による申請又は申告に関する特例五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例

- 18 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私の所得税を課する。
- 条の二第十八項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)に規定法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、一所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三一特定収益分配に係る配当所得の金額は、その年中の特定収益分配の収入金額とする。
- は、「各種所得の金額(特定収益分配に係る配当所得の金額を除く。)」とする。 一 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるの

する特定収益分配に係る配当所得の金額(以下「特定収益分配に係る配当所得の金額」とい

兀

う。)」とする。

- る。 規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定収益分配に係る配当所得の金額」とす2 所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの2

- は、当該申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額(次項第四号の規定によの年中の当該申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額に対する所得税の額得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その規定は、適用しない。この場合において、当該申告不要特定配当等に係る利子所得又は配当所次項において「申告不要特定配当等」という。)に係る利子所得及び配当所得については、同条もの(租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び、居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、第九項から第十一項までの規定の適用を受ける

- 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- する。 申告不要特定配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定配当等の収入金額と 申告不要特定配当等に係る配当所得の金額は、その年中の申告不要特定配当等の収入金額と
- は、「各種所得の金額(申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額を除く。)」とする。三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるの
- 額」とする。 規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得等の金規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要特定配当等に係る配当所得等の金額、とする。
- な事項は、政令で定める。 その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例

する所得税を課する。 する所得税を課する。

- 一 特定懸賞金等に係る一時所得の金額は、その年中の特定懸賞金等の総収入金額とする。前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、1 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三一、特別懸賞金等に得る一時戸得の金額に、その年中の特別懸賞金等の総収り金額とする
- 三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのう。)」とする。 う。)」とする。 にする特定懸賞金等に係る一時所得の金額(以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」とい条の二第二十二項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)に規法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三

Ŧi.

兀

- コーゴ掃急にあいてしてがないあいした。このでは、「各種所得の金額(特定懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。)」とする。 三一所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるの
- る。 規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額」とす四、所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの1、「不利子(14年))
- な事項は、政令で定める。 その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要 六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例
- 公額に相当する所得税を課する。 金額に相当する所得税を課する。 金額に相当する所得税を課する。。 日住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する額に相当する所得税を課する。。 金額に相当する所得税を課する。。 日住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する額に相当する所得税を課する。。 この告報に相当する所得税を課する。。 この告報に相当する所得税を課する。。 この告報に相当する所得税を課する。。 この信息により計算した金額(以下この項において得いない。この場合において、当該特定給付補填金等に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第二十二条及び第八十九条の規定にかいわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補填金等に係る雑所得の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条の方式、当該特定給付補填金等に係る額、一時所得及び維所でおり、1000年では、1
- 3 前項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- の年中の特定給付補塡金等の総収入金額とする。 特定給付補塡金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれそ
- 十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三

- 額」という。)」とする。 定する特定給付補塡金等に係る雑所得等の金額(以下「特定給付補塡金等に係る雑所得等の金定する特定給付補塡金等に係る雑所得等の金額(以下「特定給付補塡金等に係る雑所得等のに規条の二第二十四項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三
- は、「各種所得の金額(特定給付補塡金等に係る雑所得等の金額を除く。)」とする。 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるの
- とする。 とあるのは、「総所得金額、特定給付補塡金等に係る雑所得等の金額」規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補塡金等に係る雑所得等の金額」、所得税法第七十一条及び第七十二条から第八十七条までの規定の適用については、これらの
- 得税の税率の特例等)の規定による所得税の額」とする。 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前型税条約等実施特例法第三条の二第二十四項(配当等又は譲渡収益に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条に入十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条に入十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条に入いて「特定給付補填金等に係る課税維所得等の金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額」とあるのは「表別での通用後の金額の合計額」と、同項第二号中「課税金額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額」といる課といる。
- な事項は、政令で定める。 その他前項後段の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要へ 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例
- 四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 27 第一項から第十二項まで、第十四項、第十六項、第十八項、第二十項、第二十二項及び第二十
- (配当等に対する特別徴収に係る住民税の税率の特例等)
- て、同法第三十二条第十二項及び第十三項並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定は、より当該特定外国配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。この場合においまり当該特定外国配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。この場合においるの規定の適用については、当該限度税率が当該特定外国配当等に適用されるこれらの規定に規定の規定の適用については、当該限度税率が当該特定外国配当等に適用されるこれらの規定に規定の規定の適用があるものに対する地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十一条の二十八適用があるものに対する地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十一条の二十八適用があるものに対する地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十一条の二十八億用があるものに対する地方税法第七十一条の六第一項若しくは第二項又は第七十一条の二十八億円が表別の規定において、生民税の納税義務者が支払を受ける配当等のうち、じ。)についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける配当等のうち、当該租税条約の規定において、住民税の納税義務者が支払を受ける配当等のうち、
- の法律の規定の適用を妨げない。 税額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする他名が額をその支払を受けるべき金額に同項に規定する限度税率を乗じて計算した金額以下とする住民 前項の規定は、特定外国配当等に対し住民税を課さず、又は当該特定外国配当等に対する住民
- 、| 定外国配当等であつて住民税の免除を定める当該租税条約の規定の適用があるものについては、||3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、住民税の納税義務者が支払を受ける特

は、適用しない。

北十一条の四十三まで、第七十一条の四十七並びに第三百十三条第十二項及び第十三項の規定七十一条の四十三まで、第七十一条の八から第七十一条の二十二まで、第七十一条の二十六から第五、第七十一条の六、第七十一条の八から第十二条の十二項及び第十三項、第七十一条の地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十一条の地方税法第二十四条第一項第五号及び第六号、第三十二条第十二項及び第十三項、第七十一条の

4 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条年項第十四号に掲げる利子等(同号口に規定する国外一般公社債等運用投資信託等の配当等を除く。)に該当するものであつて第一項又は前する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。)に該当するものであつて第一項又は前する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。)に該当するものであつて第一百五十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五の税率から第一項の限度税率を控め、一時所得の金額及び雑所得の金額の合計額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。)に対し、条約適用利子等の額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に五分の二(当該個人が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、配当所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、日間、上に、五分の一)を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割(地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。)に該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)の税率)を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割(地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。

t

- 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 額とする。

  极び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額
- 項第三号の規定により適用されるところによる。 定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規
- 条第十一項及び同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租約等実施特例法第三十七条の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額及び租税条期の額並びに租税条約等実施特例法第三十七条の二第一項後段中「所得割の額」と、同共第三十七条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」と、同共第三十七条の四、附則第五条の四の一項、政政でによる道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」との規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二、第二項に規定する条約適あるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、同項前段並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第四項に規定する条約適あるのは「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、同共第三条の二の二第四項に規定する条約適別。と、同法第三十七条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項の規定の適用については、同法第三十七附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第一項の規定の適用については、同法第三十七附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、例法第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等の額」とする。

- の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。

  の合計額」とする。
- 額の合計額」とする。 「地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の規定による道府県民税の所得割の額がびに租税条約等実施特例法第三条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得約等実施特例法第三条の二の二第四項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法附則第八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条の第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条
- 令で定める。 前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定による申告に関する特例その他
- 6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの(以下第一項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約第一項の場合とは、方。)に対し、条約適用配当等の額(第八項第四号の規定において「条約適用配当等原税率を控除して得た率に五分の二(当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、石分の一)を乗じて得た率に五分の二(当該個人が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)の税率)を乗じて計算した金額に相当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条6 道府県内に住所を有する場合には、百分の一)の税率)を乗じて計算した金額に相当する道府県内には、1000円では、100
- り、適用する。 三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限了が前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る地方税法第四十五条の
- 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 等の収入金額とする。
  一条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額は、その前年中の条約適用配当
- 「現定する条約適用配当等の額」とする。 「現定する条約適用配当等の額」とする。 「現院の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第六分税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地分税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第二条門項並びに第一項(第十号の二に係る部分に限る。)、第二十四条十三号に係る部分に限る。)、第二十四条十三号に係る部分に限る。)、第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項(第二号に係る部分に限る。)、第二十四条の五第一項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- | 定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。| 三 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規

条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項 三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。 六項に規定する条約適用配当等の額(同条第八項第四号の規定により読み替えて適用される第「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第 約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等に係るもの」と、同項各号中 と、同法附則第五条第一項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び租税条 税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」 条第十一項及び同法附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租 約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同 割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項の規定による道府県民税の所得割の 項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得 用配当等の額」と、同項前段並びに同法第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一 あるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適 の規定による道府県民税の所得割の額」と、同法第三十七条の二第一項中「山林所得金額」と 附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、同法第三十七 地方税法第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、 11

定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
ハ 前各号に定めるもののほか、第六項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規

り配当割額を課されたとき、又は第三十二条第十五項」とする。 り配当割額を課されたとき、又は第三十二条第十五項」とする。 り配当割額を課されたとき、又は第三十二条第十五項」とする。 における地方税法 第一項の規定の適用がある場合(第六項の規定の適用がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る同条第七項に規定する確定申告書に配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第七項に規定する確定申告書に配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第七項に規定する確定申告書に配当等の複について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条第三十七条の四の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは、「若しくは第三十七条の四の規定の適用がある場合(第六項の規定の適用がある場合を除く。)における地方税法第二項の規定の適用がある場合(第六項の規定の適用がある場合を除く。)における地方税法

する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等を除く。)に該当するものであつて第一項又は第第一項第十四号に掲げる利子等(同号ロに規定する国外一般公社債等の利子等及び同号ニに規定10 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条

前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

額とする。 級が維所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等の収入金額及び総収入金額の合計及び雑所得の金額の合計額は、その前年中の条約適用利子等に係る利子所得の金額、配当所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額

項第三号の規定により適用されるところによる。 定の適用については、前条第十七項第二号、第十九項第三号、第二十三項第三号及び第二十五三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規

等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。 規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、租税条約四 地方税法第三百十三条第九項(雑損失の金額に係る部分に限る。)及び第三百十四条の二の

Ŧi. 条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第三百十四条の七第一項後条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三 四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五 例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段並びに同法第三百十 三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特 税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法第 条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規 規定する条約適用利子等の額(同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される第三百 総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に 十項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法附則第五条第三項各号中「課税 二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第 の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の五第 段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項 定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租 十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。 地方税法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五

規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」と「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の、 地方税法附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中

- 額」とする。 の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割のの額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割用利子等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適あるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適
- 所得割の額」とする。

  「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税のは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額の合並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項の規定による市町村民税の所得割の額人第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額・地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の七
- 政令で定める。 他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、八 前各号に定めるもののほか、地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その
- 12 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条にて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。
- り、適用する。の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限の三第一項に規定する確定申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限る一項であり、
- 一条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得の金額は、その前年中の条約適用配当4 第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- 定の適用については、前条第二十一項第三号の規定により適用されるところによる。三 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規法」という。) 第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- 第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同法定の適用については、同法第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び租条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規五 地方税法第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五

- の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。

  中国後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、同法第三百十四条の二の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同法第三角十四条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び同法附則第五条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額がびに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額がびに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額がびに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額がびに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額がで、同条第十一項及び附則第五条の四の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額がで、同法第三百十四条の一のは「課税総所得金額及び租税条約等実施特例法第三条の一の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同項前段がでに同法第三百十四条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段がでに同法第三の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額」とする。
- 割の額」とする。 割の額」とする。 割の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得的適用配当等の額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条とあるのは「山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する系の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とする。
- 税の所得割の額」とする。

  税の所得割の額」とする。

  のは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民のは「所得割の額並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額の並びに租税条約等実施特例法第三条の二の二第十二項の規定による市町村民税の所得割の額、第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額、地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の一地方税法附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、同法附則第五条の
- 規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。ハー前各号に定めるもののほか、第十二項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する
- 15 第一項の規定の適用がある場合(第十二項の規定により読み替えて適用される第三十七条の四」とする。

(1) 「現代では、1975年では、政令で定める。の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項及び第十五項

(配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

の全部又は一部を還付する。

(次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。)の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受けり扱われる部分に限る。)の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受けり扱われる部分に限る。)につき当該租税条約の規定において当該相手国居住者等の所得として取国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において当該相手国居住者等の所得として取国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該償還差益(当該相手下この条において「償還差益」という。)の支払をする場合において、当該償還差益(以り)の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益(以別債の償還差益に係る所得税の還付)

つき当該租税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。) 該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分に限る。)に還差益(租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者(当該租税条約の規定により当る割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償

還付する。の額(前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部をの額(前項又は同条第五項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたもの第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との第2を軽減する。

3

本経滅する。 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第百四十二条又は第百四十二条の十の財産の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第百四十二条又は第百四十二条の十の該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第百四十二条又は第百四十二条の十の法、担税条約の規定の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われる部分(次項において「株主等所得」という。)であつて限度税率を定める当として取り扱われる部分(次項において「株主等所得」という。)であつて限度税率を定める当として取り扱われる部分(次項において「株主等所得」という。)であつて限度税率を定める当として取り扱われる部分(次項におり、の規定において当該外国法人の株主等である報言という。

のとする。 については、同法第八条及び第百四十一条から第百四十四条の二の三までの規定の適用はないもについては、同法第八条及び第百四十二条又は第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの

くは第百四十二条の十の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七条第一項条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若し、16 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税

及び第百四十一条から第百四十四条の二の三までの規定の適用はないものとする。第三号、第百六十四条第一項及び第百六十五条から第百六十五条の六まで並びに法人税法第八条

- 得た金額とする。 
  年でなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得ががないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用 
  第一項、第三項及び第五項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定する所
- 税率との合計に一を加えた数で除したものとして政令で定める税率とする。ているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率を地方法人税法第十条第一項の税率と次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準ているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定され市町村民税及び都民税をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)をも含めて規定され8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税(道府県民税、

(配当等又は譲渡収益に係る住民税等の課税の特例)

本税率とする。 本税率とする。 本税率とする。 本で、この課税標準である法人税額の参加第一項、同法第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)に規定する法人税割の標定する所得に対応する部分の金額に係る税率は、地方税法第五十一条第一項、第三項及び第五項に規住民税を課するときは、その課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規第五条 租税条約が住民税についても適用がある場合において、相手国居住者等である法人に対し

- された金額を控除した金額とする。
  て同条第七項の規定により計算した金額から同条第一項、第三項及び第五項の規定によつて軽減で同条第七項の規定により計算した金額から同条第一項、第三項及び第五項の規定しる 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項、第三項及び第五項に規定する
- 分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。 市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、その法人税額を関係都道府県又は関係条第三項において準務所又は第三百二十一条の十三第一項(同法第七百三十四受けるものが、地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項(同法第七百三十四3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を

(相手国等転出時課税の規定の適用を受けた場合の所得税の課税の特例)

第五条の二 未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引とそれぞれみなして、同法その他所得税に関する用があるものを除く。)については同条第二項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受けた 法令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業 けた有価証券等と、当該未決済信用取引等又は未決済デリバティブ取引(同条第二項の規定の適 ものを除く。)については同法第六十条の四第一項に規定する外国転出時課税の規定の適用を受 とを考慮するものとされているときは、当該資産(同法第六十条の四第一項の規定の適用がある よる所得について課する所得税の課税標準又は所得税の額の計算に当たつて当該適用を受けたこ の決済をした場合において、当該相手国等との間の租税条約の規定において当該譲渡又は決済に ィブ取引をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において同じ。) 同じ。)若しくは未決済デリバティブ取引(同法第六十条の二第三項に規定する未決済デリバテ 決済信用取引等をいい、当該相手国等におけるこれに相当するものを含む。以下この条において 規定する居住者が、当該適用に係る資産の譲渡(同法第六十条の二第四項に規定する譲渡をい 以下この条において同じ。)又は未決済信用取引等(同法第六十条の二第二項に規定する未 相手国等の相手国等転出時課税の規定の適用を受けた所得税法第二条第一項第三号に 山林所得の金額」と、「をしたものとみなして当該譲渡に係る」とあるのは「によ 5 4

、 前頁に見足ける目片国幹云出寺果兑り見臣によ、目片国幹における所得兑去得や片をりに第一る」と、「相当する」とあるのは「相当する金額として算出された金額に相当する」とする。 る所得に相当する」と、同条第二項中「をしたものとみなして算出された」とあるのは「によ

- 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3

(保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例)

保険料の金額の上限を政令で定める金額とすることをいう。 1 前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する

前項の一定の金額とは、第二項に規定する政令で定める金額をいう。

に相当する金額を還付する。 
中国国民住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払つた又はし、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払つた又はし、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払つた又は、当該給与又は報酬につき所得税法第二百会保険料を支払つた場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百会保険料を支払

会保険料を支払つた場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百6 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社

保険料(以下「特定社会保険料」という。)の金額を控除した残額に」と、同法第百七十二条第 という。)第五条の二の二第六項(保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例)の特定社会 所得税の課税の特例)の規定により読み替えられた」とする。 額及び当該残額につき租税条約等実施特例法第五条の二の二第六項(保険料を支払つた場合等の 社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残 に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」 の規定の適用については、同法第百七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約等の実施 十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第百七十条及び第百七十二条 項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「、当該適用を受けない部分の金額に係る特定

2

による還付の手続その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定定する確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例、第五項の規定 第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第二条第一項第三十七号に規 3

(保険料を支払つた場合等の住民税の課税の特例)

**第五条の三** 租税条約が住民税(道府県民税及び市町村民税をいう。第三項において同じ。)につ 険料とみなして、同法の規定を適用する。 料をいう。第三項において同じ。)については、同法第三十四条第一項第三号に規定する社会保 る所得割をいう。)の納税義務者が支払つた又は控除される保険料(前条第一項に規定する保険 いても適用がある場合において、道府県民税の所得割(地方税法第二十三条第一項第二号に掲げ 5 4

よつて同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、前項の 会保険料控除額」と読み替えるものとする。 準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、 規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について 地方税法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納税義務者(同条第一項又は第二項の規定に 社

九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。)の納税義務者が支払つた又は控除される保険料・租税条約が住民税についても適用がある場合において、市町村民税の所得割(地方税法第二百 を適用する。 については、同法第三百十四条の二第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定

と読み替えるものとする。 合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」 れる同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場 によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、前項の規定により適用さ 地方税法第三百十七条の二第三項の規定は、前項の納税義務者(同条第一項又は第二項の規定

税」と、「市町村民税」とあるのは「特別区民税」と読み替えるものとする。 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区につい それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「都民

10

第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相 とみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く。)、地方税法(当該租税条約の規定の適用 部分に限る。)及びこの法律の規定を適用する。 を受ける住民税(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。)又は事業税に係る 手国等の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないもの

税法第百三十八条第一項に規定する国内源泉所得 所得(同法第百六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)又は法人 (租税条約に基づく認定) 相手国居住者等で、国内源泉所得(所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源泉 (同法第百三十九条第一項の規定により国内源

> く認定(以下この条において「租税条約に基づく認定」という。)を受けることができる。 住者等に対する租税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づ となるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定のうち当該相手国居 泉所得とみなされるものを含む。)をいう。以下この条において同じ。)を有し、又は有すること

るものは、国税庁長官から、当該株主等所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができ 取り扱われる部分(以下この項において「株主等所得」という。)を有し、又は有することとな (当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。)の所得として 外国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該外国法人の株主等である者

又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該相手国団体所得ごとに、租税条約に基づく団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「相手国団体所得」という。)を有し、 の間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相手国等の 認定を受けることができる。 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等と

に基づく認定を受けることができる。 を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該第三国団体所得ごとに、 手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項において「第三国団体所得」という。) 手国等との間の租税条約の規定において当該非居住者又は外国法人が構成員となつている当該相、 非居住者又は外国法人で、国内源泉所得のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相 租税条約

員となつている当該租税条約の相手国等の団体の所得として取り扱われるもの(以下この項にお又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において当該居住者又は内国法人が構成 所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。 いて「特定所得」という。)を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)

6 項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならな 者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令で定める事 前各項の租税条約に基づく認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その

7 出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。認定をしたときは、当該申請書を提認定をしたとき又は当該租税条約に基づく認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき租税条約に基づく

8 国税庁の当該職員は、租税条約に基づく認定又は当該租税条約に基づく認定の取消しに関し必たと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。 国税庁長官は、租税条約に基づく認定を受けた者について、第六項に規定する理由がなくなつ

9 要な調査をすることができる。

約に基づく認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。 国税庁長官は、第八項の規定により租税条約に基づく認定を取り消した場合には、当該租税条

更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならな付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変 租税条約に基づく認定を受けた者は、当該租税条約に基づく認定に係る第六項の申請書又は添

12 租税条約に基づく認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するもの2 国税庁長官は、租税条約に基づく認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該 とする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該租税条約に基づく認定を取り消したとき についても、同様とする。

(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 相手国等の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者(所得税法第二条第一項第三号に規 定する居住者をいう。以下この条において同じ。)若しくは内国法人に係る租税 (当該相手国等

第 税 所

くは決定

えるものとする。

び第五項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとするほ に相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及 の各事業年度の国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。 に減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長 所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税の額のうち 額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の るものに限る。以下この項において同じ。)のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金 第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係 以下この項において同じ。)又は内国法人の各事業年度の国外所得金額(各事業年度の法人税法 項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。 合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額(各年分の所得税法第九十五条第一 当該課税標準等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく に限る。以下この項において同じ。)につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、 九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等に係るもの 間の租税条約の適用があるものに限る。)の課税標準等(当該居住者又は内国法人の所得税法第 の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎とし 事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該相手国居住者等の各年分 当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各 該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の更正の請求(国税通則法第二十三条第 の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうちに減額されるものがあるときは、当下この項及び次項において同じ。)又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度 び次項において同じ。)の基準法人税額(同法第六条第一項に規定する基準法人税額をいう。以 くは各課税事業年度(地方法人税法第七条第一項に規定する課税事業年度をいう。以下この項及 る各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。)、内国法人の各事業年度の所得の金額若し れたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額(所得税法第二条第一項第二十二号に規定す 額等に関し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行わ 定をいう。同項において同じ。)に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税 る更正をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は決定(同法第二十五条の規定による決 号ニからへまでに掲げる事項をいう。)につき更正(同法第二十四条又は第二十六条の規定によ 六十六号)第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。次項において同じ。)又は税額等(同 との間の租税条約の適用があるものに限る。)の課税標準等(国税通則法(昭和三十七年法律第 第一項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額のうち 項又は第二項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。)に基づき、税務署長は、 相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税(当該相手国等との 所得税法第百五十三条(同法第百六十七条において準用する場合を含む。)並びに法人税法第 更正をすることができる。 同法第二条第十八号に規定する利益積立金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。 当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替 受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、次の 得修正申告書を提出し、 十一条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十四条の規定は、第一項又は第二項の更正を 又は更正若し|租税条約等の実施に伴う所得税法、 五条 兀 第 税 法 条 第 税 法 百 人修正申告書を提出し、 ||修正申告書を提出 修正申告書を提出した日又はその更更 修正申告書の提出又は更正若しくは更正 修正申告書を提出した日又はその更更正 第百四十四条の六第一項第十 修正申告書又は更正若しくは決定 修正申告書又は更正若しくは決定 正若しくは決定 修正申告書の提出又は更正若しくは更正 は第二項第五号に掲げる金額 第七十四条第 正若しくは決定 くは決定 で決定 くは決定 第八号 (当該 Ļ 又は更正 (当該 若 更正 更正 税法の特例等に関する法律 確定申告書に記載した、

税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)の更正 税法の特例等に関する法律第七条第一項又は第二項(租 法人税法及び地方 Ŧi. 三条 |第百二十三条第二項第七号若しくは|第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号 修正申告書を提出した日又はその更更正 第百二十二 修正申告書又は更正若しくは決定 修正申告書の提出又は更正若しくは更正 第三号 で決定 正若しくは決定 一条第 一項第五号に掲げる金第七十四条第一項第一号に掲げる欠損金額又は同項 項第二号若しくは第百二十二条第一項第一号から第三号まで 又は更正若し|租税条約等の実施に伴う所得税法、 | 号又第百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号に掲 し租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約に基 る欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額(同項第 更正 る金額(これらの る欠損金額若しくは同項第三号若しくは第五号に掲 項第十一号に掲げる金額又は同条第二項第一号に掲 若しくは同項第六号に掲げる金額(同項第九号の規 例法」という。)第七条第一項又は第二項(租税条約に に該当する場合には、同号に掲げる金額)若しくは 基づく合意があつた場合の更正の特例)の更正 八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額) く合意があつた場合の更正の特例)の更正 一号若しくは第五号に掲げる金額(これらの 確定申告書に記載した、又は決定 確定申告書に記載した、 又は決定 又は決定 (以下「租税条約等実施 法人税法及び地 第

第税法地 **| 方修正申告書を提出し、又は更正若し|租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方** 規定による決定をいう。以下この条六号)第七条第一項又は第二項の更正 くは決定(国税通則法第二十五条の|税法の特例等に関する法律 (昭和四十四年法律第四十

において同じ。

|修正申告書の提出又は更正若しくは||更正

で決定 の地方法人税確定申告書に記載した、又は決定

5 期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。 のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした る更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金 の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、第一項又は第二項の規定によ 相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその 一項に規定する課税標準等若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等につき財務大臣

(租税条約に基づく協議等で地方税に係るものに関する手続)

は合意をする場合において、その協議又は合意の内容が地方公共団体が課する租税に係るもので あるときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。 総務大臣は、前項の規定により財務大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公 財務大臣は、相手国等の権限ある当局と当該相手国等との間の租税条約に規定する協議又

共団体の意見をきかなければならない。

第八条の二 財務大臣は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局(以下この条において「相 その職務の遂行に資すると認められる租税に関する情報の提供を行うことができる。ただし、 手国等税務当局」という。)に対し、当該相手国等との間の租税条約等に定めるところにより、 次

一 当該相手国等税務当局が、我が国が行う当該情報の提供に相当する情報の提供を我が国に対のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 して行うことができないと認められるとき。

二 我が国がこの項の規定により提供する情報について当該相手国等において秘密の保持が担保 されていないと認められるとき。

三 我が国がこの項の規定により提供する情報が当該相手国等税務当局の職務の遂行に資する目 的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき(事後に次項の規定による同意を得 て使用されるときを除く。)。

当該情報の提供を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められると

Ŧ. 当該要請に係る情報を入手するために通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき (当該手段を用いることが著しく困難であると認められるときを除く。)。 当該相手国等から当該情報の提供の要請があつた場合にあつては、当該相手国等税務当局が

国等の刑事事件(当該相手国等の租税に関する刑事事件その他当該相手国等税務当局が調査を行 の要請があつたときは、前項の規定により提供した情報を当該要請に係る当該租税条約等の相手、財務大臣は、租税条約等に定めるところにより、当該租税条約等に係る相手国等税務当局から 場合は、この限りでない。 という。)に使用することについて同意をすることができる。ただし、次のいずれかに該当する う犯則事件を除く。以下この項において同じ。) の捜査又は審判(以下この項において「捜査等」

当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、 「請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。 又は当該

当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行 れたとした場合において、 その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。 2

られるとき 当該同意をすることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼすおそれがあると認め

ないことについて法務大臣の確認を受けなければならない。 財務大臣は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、 同項第一号及び第二号に該当し

(相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の質問検査権

示若しくは提出を求めることができる。 第十三条第四項において同じ。)その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提 記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条の三において同 等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件の調査を除く。)に必要な情報の提供の じ。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第十条の九第一項及び (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる 特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録 請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において 手国等から当該相手国等の租税に関する調査(当該相手国等の刑事事件の捜査その他当該相手 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約 要

について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定に基づいて行う情報の提供のため

前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならな

(身分証明書の携帯等)

3

第十条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提示若 は、これを提示しなければならない。 しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたとき

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の質問、検査又は領置)

第十条の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等 行う犯則事件の調査に必要な情報(以下この条、次条第一項及び第十条の三の三において「必要 所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は提供対象者が任意に提出し、若しくは置き去 犯則情報の提供を行うために、当該要請において特定された者(以下この条及び次条第一項にお 犯則情報」という。)の提供の要請があつた場合には、第八条の二第一項の規定により当該必要 の相手国等から当該相手国等の租税に関して当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が いて「提供対象者」という。)に対して出頭を求め、提供対象者に対して質問し、提供対象者が た物件を領置することができる。

(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の臨検、捜索又は差押え等)

第十条の三 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条の質問、検査又は領置をすることがで し押さえることをいう。第五項及び第十条の四において同じ。)をすることができる。ただし、 の調査に欠くことのできないものであることを明らかにした当該相手国等の書面がある場合にお きる場合で、かつ、必要犯則情報が相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯則事件 又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場 する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差 の差押え又は記録命令付差押え(電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有 第八条の二第一項の規定により当該必要犯則情報の提供を行うために必要な物件と思料するもの かじめ発する許可状により、臨検、提供対象者の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、 提供対象者が当該犯則事件の犯則嫌疑者以外の者である場合には、当該提供対象者の身体、物件 いて、必要があると認めるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があら 合に限り、捜索をすることができる。

べき物件若しくは場所、 前項の場合において、急速を要するときは、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、臨検す 捜索すべき身体、 物件若しくは場所、 差し押さえるべき物件又は電磁的

- の発する許可状により、同項の処分をすることができる。 記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官があらかじ
- れる資料及び第一項の書面を提出しなければならない。いて「許可状」という。)を請求する場合においては、相手国等の犯則事件が存在すると認めら3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第一項又は前項の許可状(以下この条及び次条にお
- に交付して、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。 5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、許可状を他の国税庁、国税局又は税務署の当該職員

3

- 差押え)(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する(相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の通信事務を取り扱う者に対する
- 件の犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき 4は、許可状の交付を受けて、相手国等の犯則事件の犯則嫌疑者から発し、又は相手国等の犯則事 6ことができる場合で、かつ、前条第一項の書面がある場合において、必要があると認めるとき 第十条の三の二 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十条の二の質問、検査又は領置をす 9
- を受けて、これを差し押さえることができる。 ては、相手国等の犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。 通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。
- の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。の旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて相手国等の犯則事件3 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、そ
- (相手国等から犯則事件に関する情報の提供要請があつた場合の鑑定等の嘱託)
- (国税通則法の犯則事件の調査に関する規定の準用)
- | 大学の内では、その性質に反しない限り、国税通則法第十一章第一節の規定を準用する。| お十条の四、第十条の三の二の差押え又は前条の鑑定の嘱託については、この法律に特別の第十条の四、第十条の二の質問、検査若しくは領置、第十条の三の臨検、捜索、差押え若しくは記しる。
- (特定取引を行う者の届出書の提出等)
- 第十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引 第十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を の世界の 第十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を を行う者は、その者(特定取引を行う者が特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者 においてにおいて同じ。)である場合にあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者 である場合において、当該特定法人の である場合において、当該特定法人に係る実 である場合において、当該特定法人に係る という。)の氏名又は名称、住 である場合において、当該特定法人に係る という。)の氏名又は名称、住 である場合において、当該特定法人に係る という。)の氏名又は名称、住 である場合において、当該特定法人に係る という。)の氏名又は名称、住 である場合において、当該特定法人に係る という。)の氏名又は名称、住 である場合において、当該特定法人に係る を行う者は、その者(特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る という。)の氏名又は名称、住 である場合において、当該特定法人に係る を行う者は、その者(特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定法人に係る を行う者は、その者(特定取引を行う者が特定法人である場合において、当該特定は のと である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る のと である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人と である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人に係る である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人を である場合において、当該特定法人と である場合において、当該特定法人に である場合において、当該特定法人に である。 で

- 、、及うとは後見等は、これにしてエービー・しょりに有を扱うをは後見等につけていて定めるところにより、当該届出書に記載されている事項を確認しなければならない。ての場合において、当該報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提出しなけ
- 前項の特定取引に係る契約を締結している者は、既にこの項の規定により届出書を提出している事項を確認しなければならないものとするところにより、当該届出書がる場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、当該特定取引に係る報告金融機関等の営業所等の長に特定対象者の居住地国の確認のための書類とし所等の長に提出することができる。この場合において、当該届出書の提出をする者は、当該届出所等の長に提出することができる。この場合において、当該届出書の提出をする者は、当該届出所等の長に提出することができる。この場合において、当該特定取引に係る報告金融機関等の営業務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に関する総の場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に関する総の場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項及び当該特定取引に関する総の場合を除き、第一項に規定する総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書を提出している場合を除さ、第一項に規定する総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出書を提出している場合を終されている事項を確認しなければならないものとする。
- □ 書談異動届出書の提出をした後、再びその異動を生じた場合についても、同様とする。
   □ 書でに、これらの規定に規定する報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならなり、までに、これらの規定に規定する報告金融機関等の営業所等の長に提出しなければならなび第十条の八において「異動届出書」という。)を、その異動を生じた日(その異動を生じた事がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その異動を生じたとを知つび第十条の八において「異動届出書」という。)を、その異動を生じた日(その異動を生じた事がその者に係る実質的支配者に係るものである場合にあつては、その異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在の異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在の異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在の異動を生じた後の当該特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店出書には、その異動を生じた場合についても、同様とする。
   □ 第一項又は前項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書に記載された事項のうち特定する。
- 5 第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。 第一項後段の規定は、前項の規定により異動届出書が提出された場合について準用する。とを示す新情報を取得した場合についても、同様とする。
- 動届出書の提出の」とあるのは「届出書の提出及び書類の提示の」と読み替えるものとする。等を提出した者に対し第四項」とあるのは「第二項の特定取引を行つた者に対し第三項」と、「異あるのは「該当することとなつた日から」と、「日(当該」とあるのは「仅項各号に掲げる場合に該当することとなつた日の」と、「取得の日から」と「前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。この場合において、同項中「その取得の日

特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域が第二項又はこの項において準用する 項の規定により特定した国又は地域と異なることを示す新情報を取得した場合

10

- する総務省令、財務省令で定める事項(居住地国を除く。)に相当する事項として総務省令、 れる国又は地域を特定した場合において、報告金融機関等の保有する情報のうち第一項に規定 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認めら 、務省令で定めるものと異なることを示す新情報を取得したとき。
- この条から第十条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ れる国又は地域の特定がされなかつた場合において、当該特定対象者の住所等所在地国と認め 第二項又はこの項において準用する前項の規定により特定対象者の住所等所在地国と認めら れる国又は地域を示す新情報を取得したときその他政令で定める場合

11

- 報告金融機関等 銀行その他の政令で定める者をいう。
- 三 特定取引 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引をい 事務所(報告金融機関等のうち政令で定める者にあつては、政令で定める場所)をいう。 営業所等 国内(この法律の施行地をいう。次条第一項において同じ。) にある営業所又は 12
- されたものをいう。次条第一項において同じ。)において上場されている法人その他の政令で 定める法人以外の法人をいう。 二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立 特定法人。その発行する株式が外国金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第
- 総務省令、財務省令で定める者をいう。 実質的支配者 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして
- 特定組合員等 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。
- 立する組合の業務として行うもの 匿名組合契約等に基づいて出資を受ける者)であつて、特定取引を当該組合契約によつて成 。) によつて成立する組合 組合契約を締結している組合員 (匿名組合契約等にあつては、 約及び外国におけるこれに類する契約をいう。イにおいて同じ。)をいう。イにおいて同じ 組合契約(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契 (これに類するものとして政令で定める契約を含む。) 又は匿名組合契約等 (匿名組合契
- イに掲げる組合に準ずる事業体 特定取引を当該事業体の業務として行う者
- 居住地国 次に掲げるものの区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。 信託の受託者であつて、特定取引を当該信託の業務として行うもの
- において同じ。) 当該外国 同じ。)を除く。)又は法人等(法人又は前号イからハまでに掲げるものをいう。以下この号 るものとされている個人(租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者でないも 国籍を有することその他これに類する基準により、所得税又は法人税に相当する税を課され 所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、又は当該外国の 若しくは本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理され、かつ、支配されている場 のとみなされる居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。ハにおいて 外国の法令において、当該外国に住所を有し、若しくは一定の期間を超えて居所を有し、 2
- る法人等(イに掲げるもの、内国法人及び信託を除く。) 当該外国 外国にその財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が所在す
- 居住者又は法人等(イ及びロに掲げるもの並びに信託を除く。) 我が国
- の規定により届出書を提出した者は、これらの規定による届出書又は第四項の規定による異動届 する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令、 書の提出に代えて、これらの届出書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用 第一項の特定取引を行う者若しくは第三項の特定取引に係る契約を締結している者又はこれら 財務省令で定める方法をい

- う。第十三条第四項第三号において同じ。)により提供することができる。この場合において、 これらの者は、これらの届出書を提出したものとみなす
- る。 引は、当該利益を享受する者が行つたものとして、この条から第十条の八までの規定を適用す を享受せず、その者以外の者が当該特定取引に係る契約の利益を享受する場合には、当該特定 名義人(外国におけるこれに相当するものを含む。)であつて、当該特定取引に係る契約の利益 特定取引を行つたとみられる者(報告金融機関等その他の政令で定める者を除く。)が単なる
- 日」とあるのは「該当日」と、「平成三十年十二月三十一日」とあるのは「該当日から二年を経当することとなつた日として政令で定める日(以下この項において「該当日」という。)」と、「同定の適用については、同項中「平成二十八年十二月三十一日」とあるのは「報告金融機関等に該 過する日」とする。 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等に該当することとなつた者についての第二項
- 要な事項は、政令で定める。 第九項及び第十項に定めるもののほか、第一項から第七項まで及び前項の規定の適用に関し必

(報告金融機関等による報告事項の提供)

- 第十条の六 報告金融機関等は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間で 金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の政令で定める場合には、 掲げる方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地(当該報告 地域又は同条第二項若しくは第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により第四項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地国として記載された国若しくは その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の 場されている法人その他の政令で定める者を除く。)が報告対象契約を締結している場合には、 その営業所等を通じて特定取引を行つた者(その発行する株式が外国金融商品取引所において上 で定める場所)の所轄税務署長に提供しなければならない。 次条及び第十条の九において「報告事項」という。)を、その年の翌年四月三十日までに、次に の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項(以下この条、 う。次項及び第十条の八第一項において同じ。)、当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産 特定対象者の住所等所在地国と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をい 在地及び特定居住地国(前条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書若しくは同条
- 組織(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理 六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令、 で定める方法 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処
- 当該報告事項を記録した光ディスクその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提
- 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。 特定居住地国が相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域(以下この項にお
- 一 特定居住地国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的 支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法人が締結しているもの からハまでに掲げるものに係る特定組合員等を含む。)が締結しているもの て「報告対象国」という。)である者(特定居住地国が報告対象国である前条第八項第六号イ
- 三 前二号に掲げるもののほか、報告金融機関等による報告が必要なものとして政令で定める
- 3 用に関し必要な事項は、政令で定める。 第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の
- (報告事項の提供の回避を主たる目的とする行為等があつた場合の特例)
- | 者又は当該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項|第十条の七 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係

条の規定を適用する。
る報告事項に係る行為に限る。)を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二る報告事項に係る行為に限る。)を行つた場合には、これらの行為がなかつたものとして、前二の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為(当該特定取引に係る契約に関す合又はその行為がなかつたならば同項の規定により提供されたであろう報告事項に係る行為を行つた場の規定による提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に係る行為を行つた場

た場合には、これらの行為があつたものとして、前二条の規定を適用する。 を行わなかつ取引に係る契約に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為に限る。) を行わなかつ取引に係る契約に関する報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為(当該特定告事項と異なる内容の報告事項を提供させることを主たる目的の一つとして当該行為(当該特定私たであろう報よる提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項に関し通常行われると認められまる提供を回避することを主たる目的の一つとして当該報告事項について、前条第一項の規定に該報告金融機関等が、当該特定取引に係る契約に関する報告事項について、前条第一項の規定に2 報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者若しくはその関係者又は当

る事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。 一をした場合には、総務省令、財務省令で定めるところにより、特定対象者の特定居住地国に関す所等所在地国と認められる国若しくは地域の特定を行つた場合又は同条第六項の規定による要求第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特定対象者の住第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による特定対象者の住第十条の八 報告金融機関等は、第十条の五第一項若しくは第三項の規定による届出書の提出若し

(記録の作成及び保存)

(報告金融機関等の報告事項の提供に係る当該職員の質問検査権)

む。)の提示若しくは提出を求めることができる。 規定する報告対象契約に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件(その写しを含があるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第十条の六第一項にがあるときは、当該報告事項の提供をする義務がある者に質問し、その者の第十条の六第一項にR十条の九 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、報告事項の提供に関する調査について必要

い。) 前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない

(身分証明書の携帯等)

ときは、これを提示しなければならない。 示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた8十条の十 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前条第一項の規定による質問、検査又は提

(相手国等の租税の徴収の共助)

条において「共助実施決定」という。)をする。 条において「共助実施決定」という。)をする。 条において「共助実施決定」という。)をする。 条において「共助実施決定」という。)をする。 条において「共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請があつたときは、当該要請に、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長、国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長に、事務所その他これらに準ずるもの又は当該共助対象者に係る財産の所在地を所轄する国税局長、国税庁長官が必要と認めた場合には国税庁長官が指定する国税局長とし、これらの国税局長等」という。)の住所、居所、本店、支において特定された者(以下この条において「共助対象外国租税」という。)の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の対象とな税債権(当該租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該租税条約等に規定する租条において「共助実施決定」という。)をする。

う機会を与えられていないと認められるとき。 一 当該共助対象者が、当該共助対象外国租税の存否又は額について、当該相手国等において争

三 当該共助対象外国租税に関する法令を執行する当局が当該共助対象外国租税を徴収するため二 当該共助を行うことが我が国の利益を害することとなるおそれがあると認められるとき。

に通常用いるべき手段を用いなかつたと認められるとき。

- 全額についてその責任を免れているとき。「項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の一項若しくは第二百九十五条第一項の規定により、当該共助対象者が当該共助対象外国租税の工は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第五十四号)第二百四条第一項おいて準用する場合を含む。)、会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二百四十四条に第二百二十五号)第百七十八条第一項若しくは第二百三十五条第六項(同法第二百四十四条に第二百二十五号)第二百二十三条第一項、民事再生法(平成十一年法律第七十五号)第二百五十三条第一項、民事再生法(平成十一年法律
- \*\*助対象外国租税につき次に掲げる事由のいずれにも該当しないとき。 当該要請が当該共助対象外国租税の徴収のための財産の保全の共助の要請である場合には、

Ŧī.

- に相当する場合に該当すること。(昭和三十四年法律第百四十七号)第四十七条の規定により差押えをすることができる場合(昭和三十四年法律第百四十七号)第四十七条の規定により差押えをすることができる場合とれたものであるときは、当該要請の時において当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後にな、当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定した後にな
- 場合に相当する場合に該当すること。三十八条第三項又は国税徴収法第百五十九条第一項の規定により差押えをすることができるされたものであるときは、当該要請の時において当該共助対象外国租税につき国税通則法第当該要請が当該共助対象外国租税の金額につき当該相手国等の法令により確定する前にな
- 定通知書を共助対象者に対し送達して行う。前項の規定による共助実施決定は、所轄国税局長等が、次に掲げる事項を記載した共助実施決
- 租税条約等及び当該租税条約等の相手国等の名称
- ・ ボリナミ・コーゼン・ボー 共助対象外国租税の徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助の
- 共助対象外国租税の名称
- 五 その他財務省令で定める事項 共助対象外国租税の額(民事再生法第百七十九条第一項、第二百十五条第一項(同法第二百四 共助対象外国租税の額(民事再生法第百七十九条第一項、第二百十五条第一項(同法第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合には、これらの規定を同法第二百四十四条において準用する場合を含む。)とは会社法(平成十七年法律第百二十六条文は第二百九十六条におい資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百二十六条又は第二百九十六条におい資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百二十六条文は第二百九十六条におい資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第1十六条第一項(第五百十九条第一項(第二百十九条第一項(第二百十九条第一項(第二百十五条第一項(同法第二百四 共助対象外国租税の額(民事再生法第百七十九条第一項、第二百十五条第一項(同法第二百四 共助対象外国租税の額(民事再生法第百七十九条第一項、第二百十五条第一項(同法第二百四 共助対象外国租税の額(民事再生法第百七十九条第一項、第二百十五条第一項(同法第二百四 共助対象外国租税の額(民事年生法第百七十九条第一項、第二百十五条第一項(同法第二百四 共助対象外国租税の額(民事年)
- 「収のための財産の保全をするものとする。 「でのための財産の保全をするものとする。」をしたときは、当該保全共助実施決定に係る共助対象外国租税(その滞納処分費を含む。)の徴をしたときは、当該保全共助実施決定(以下この条において「保全共助実施決定」という。)の保全の共助の要請に係る共助実施決定(以下この条において「保全共助実施決定」という。)をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外おいて「徴収共助実施決定」という。)をしたときは、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外おいて「徴収共助実施決定」という。)をしたときは、当該徴収共助実施決定(以下この条に
- び第百二十五条並びに国税徴収法第九条、第十条、第二十一条、第二十三条第四項、第五章(第条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。)、第百五条、第百十七条及条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。)、第百五条、第百十七条及四十条から第四十二条まで、第四章(第四十六条第一項、第二項後段、第三項、第四項(同条第四十条から第四十二条まで、第四章(第四十六条第一項、第二項後段、第三項、第四項(同条第当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第当該共助対象外国租税、共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対じ。)を徴収する場合又は共助対象外国租税(その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同年前項の規定により共助対象外国租税(その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同年

法 則 通 税 国 欄 第 四 十 条 第第二欄 二項前段第四十六条第 三項 円十一 三条第五項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十三条及 第四 一項 第四十一条第これを納付すべき者 ぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字 百三十九条、第百五十三条及び第百五十四条の規定)を準用する。この場合において 定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第百二十二条並びに国 十二条第一項及び第百八十六条の規定(共助対象外国租税の滞納処分費については、 第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。)、第百七十一条から第百七十三条ま 十一条、第百五十一条の二、第百五十二条 (第一項を除く。)、第百五十九条 (第二項 段、第百十六条第二項、第百十七条、第百二十九条第六項並びに第百三十九条を除く 条(これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第九十 四十七条第一項第二号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項( 項 + 条第納付した 条第納付に 督促状 限までに完納されない場 |第三十七条(督促)の規|租税条約等の実施に伴う所得税法、 納付した 国税徴収法 |国税がその請求に係る期 の規定による請求に係る |完納されない場合、第三|同条第十一項各号に規定する事由に該当しな 定による督促 一時に 国税を納付すべき者 納付する 十八条第一項(繰上請求) に納付 |租税条約等実施特例法第十一条第一項(相手 法の特例等に関する法律(以下 る。第六項を除き、以下同じ。)に一時に 共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、一条第一項(相手国等の租税の徴収の共助) |相手国等(租税条約等実施特例法第二条第三 任意提供をした 共助対象者 む。以下「任意提供」という。)をする |項に規定する共助対象外国租税の滞納処分費 同条第六項の規定による金銭又は証券の提供 者」という。 の徴収の共助)に規定する共助対象者(以下 同条第四項において準用する国税徴収法 定通知書をいう。) | 共助実施決定通知書 の共助)の規定による決定 法」という。)第十一条第一項(相手国等の 任意提供をした に規定する相手国等をいい、租税条約等実施 仕意提供に 任意提供 (同条第) 一項に規定する 「租税条約: 法人税法

形	は規定する 二条を決算十二	11号(定義)				質の納付を含	一「共助対象	F 国 章 り 乱 人		7, V 均	よい場合す	3共助実施決		租税の徴収	等実施特例	及び地方税		う 付け、それ	- ` 、 次の表の		これらの規	☆で、第百八	項、第三項、	-条第三項前	(同法第七十
納付場所納付させる金額、納付	二項 第五十二条第を納付させる		を納付させる	一項	三項第五十一条第納付	一項 第五十一条第納付	項のび第三二項及び第三第四十九条第納税の猶予	一項第四号	一項第一号第四十九条第完納する	一項第四十九条第納税の猶予	-	二項及び第三第四十八条第納税の猶予	一項   督促及び滞納処分	第四十八条第納税の猶予	第四十七条 納税の猶予	項ので第十二第五項、第一	第四十六条の納税	第四十六条の納付する	二第二項   一時に	第四十六条の納税		第四十六条第納税の	六項	+	
提供場所という。提供をさせる金額、提供の	の提供をさせる	をさせる	滞納処分費の納付を含む。以下この条において同じ。)等の租税の徴収の共助)に規定する共助対象外国租税のの提供(租税条約等実施特例法第十一条第一項(相手国	相手国等において完納されない	任意提供	徴収	徴収の猶予	れた(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	相手国等において完納する	徴収の猶予		徴収の猶予	滞納処分	徴収の猶予	徴収の猶予		數仅	相手国等に納付する	相手国等に一時に	徴収	金額を相手国等に	徴収の	いう	徴収	徴収を

18			VI	5h/. ∢3/ → 1					
	第二第四項四		法 収 征		三第二第	一第一第	ラ 一	京六第四第 1項五項五	三第項五
=	$\vdash \mid + \mid$			一項第一号第四十七条第が督促	頁五 項五 十 十 五 五	一項第三号 第五十五条第納 一項第一号 納	-  -		
<u> </u>	七 七 条 第 第 第 第 第 第			号 条	五 五 条 条	三五号条	ī I	十 十 二 二 条 条	二 条
	第 第 第 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图 图	完 納 そ	督	<u>第</u> が	第 第 新		列納納 参	第第第納	条 第 1 納 納 納 完 納 新 1 付 付 付 納 付 付
付督証() () () () () () () () () () () () () (	_   促   祝   欠   の	M	督促に	促	十五条第取立て及	付	) を に ケ	<ul><li>(第本)</li><li>(第本)</li><li>(第を)</li><li>(第を)</li><li>(前本)</li><li>(1)</li><li>(1)</li><li>(1)</li><li>(2)</li><li>(3)</li><li>(4)</li><li>(4)</li><li>(5)</li><li>(6)</li><li>(7)</li><li>(7)</li><li>(8)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li><li>(9)</li></ul>	納   納   完   納   が   付   付   付   付   付   付   付   付   で   で
■ と	欠内が見る	完納しない			条第取立て及び納条第納付受託証書	子	用しる	+ 二条第を納付させる + 二条第を納付させる	書るい 書
とあるのは	第二次 内 兑 養 务 省 又 暦 促 郷 国 税 の 納 期 限				付				
3.	は								
納 (名	果 徴 徴	同同実に	徴助の	法税が	取任	任 律	女任任の	のの提	: 提提提全提提
の及、通助共実共」法租制の及、「同期共産助」といるでは同期を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	R正人 徴収共助実施決定 徴収共助実施決定	条第十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八	徴収共助実施決定に 助実施決定」という。) 助実施決定」という。)	一法租	取立て任意提供受託証	意提供	ひ   付   で   で   で   で   で   で   で   で   で	の提供をすべきの提供をすべき	提供をさせるとは、現代の提供をした。
「一一書施実決」い特条に一条第十年を施り、のの等をを変える。	実施施	八項の項別知	寒にしている。	が例第二条	受託	子		は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	書せ供書
( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	決決定定	規を書た決	決定とに	第異の	証書		用する	るをせ	
供の規定である法と、		同条第八項の規定による決同条第十一項各号に規定す実施決定通知書をいう。)	に う。) よる	- 一条 する 注 発 に 必				]   <del>     </del>	
租税をおいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、おいて、		決す  書	収共	第三年の所					
条約は では では では では では では では では では で		事由	助宪	項以得					
中の実に 暦 に 歴 代 活 に 暦 に 歴 代 活 に 歴 代 活 に 歴 代 活 に 表 定 を 上 の 事 由 で を え た に 対 定 に 対 に た た に 対 に た た に 対 に た た に か		に該当	池	14 (五)					
を で で で で で で で で の 共助 実施決定 に と い う。)」とあるのは「をその提供権 共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「の 共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「の 共助実施決定に」とあるのは「督促に」と、「 の共の)。)とあるのは「督促に」と、「 の共の関等に関する法律(以下「 租税条約等の を で の は に が を に は に に に と い の は に が を に が と に に に と 、 に に に に に に に と 、 に に に に に に と 、 に に に に に に と 、 に に に に に に と 、 に に に に に に に に に に に に に		項の規定による決定をしていない一項各号に規定する事由に該当しない通知書をいう。)		条約税					
伴な当供兵で、和等法と、「私等法」と、「本等法」と、「私等法」と、「本等法」、「本等法」」、「本等法」」、「本等、不等法」」、「本等法」」、「本等法」、「本等法」、「本等法」」、「本等法」、「本等、		定する	下,	租等法					
「住住言」 「根が租税条約等の実施に伴う所得税 一様に言う 「一様に言う で一様に言う で一様に言う で一様に言う で一様に言う という。)」とあるのは「をその提供催告書」 と、「につき で、「につき で、「で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、		定をしていない の事由に該当しないとき及び	徴 収 犯	法」という。)第十一条第三項(相手国等の租税の徴収税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方・					
第     第     第     第     第     第     五     第     五     第     五     第     五     五     3     3     4     5     6     7     8     7     8     7     8     9<		第 一 項 五	第百三十八条第二年八条第二十条第二十条第二十条第二十条第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	号 三第二項第 第八十九条	一第項八	. 項七	項第	第 七 -	一 第 項 五 十
第二項 第二号 第二項 第二号 第二項 第二号 8		+	十八条	一	十 四	1 2 1	>11	T-1	TI
条条					久	号	一号	- 九 冬	九
の係場のの納一収べ及滞る合許納税時上きび		<u>条</u> が		— ()	条 	第 第		第七十九条第	九 条 第
		<u>条</u> が が納 税		の納取付、	が 納付、	第 の納 取付、 消	全額	第 納 付 、	九 条 第
の 係る書面が変		条 が 納 税		の納取付、	が 納付、	第 の納 取付、 消	全額	第 納 付 、	九条第売却代金の
(で)		<u>条</u> が納税	国税が完納され	一の取消しの納付、充当、	が消滅した 発第納付、充当、	第一の取消の取消を当、	全額	第 納 付 、 充 当 、	九条第売却代金の
で (で (で (で (で (で に で で に で に に で に に に に に に に に に に に に に		<u>条</u> が納税	国税が完納された によいても、	の納取付、	条第納付、充当、更正の	第納付、充当、更正の取消	全額	第一納付、充当、更正の	九条第売却代金の
がある ととない ととない	レす等	が納税	国税が完納された場とさいまれる。	一の取消し	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
<ul><li>で表近において納付すの徴収</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>で書面が発せられた日)</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第一</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li><li>を第二</li>&lt;</ul>	さる共	が納税	国税が完納された場とさいまれる。	一の取消しの納付、充当、更正の一部任	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
(できこととなる国税の徴料手国等に (できこととなる国税の徴料手国等に (できこととなる国税の徴料を (がきこととなる国税の徴料を (がきこととなる国税の徴料を (がきこととなる国税の徴料を (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国税の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格の数と (できこととなる国格のなど (できこととなる母をとなるのなど (できこととなるのなるのなど (できこととなるのなるのなど (できこととなるのなるのなるのなるのなるのなるのなるのなるのなるのなるのなるのなるのなるのな	とする。次の第十一条第	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
では、その取消しに共助実施決定通知計可の取消しがあつた一条第二項(相手制期限(延納又は物納に係る共助実施決定通知計可の取消しがあつた一条第二項(相手付に、その取消しに共助実施決定通知で書面が発せられた日) について所轄国税によいて納付すの徴収上	とする。次条におする共助対象外国第十一条第一項	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
では、その取消しに共助実施決定通知書を行には、その取消しに共助実施決定通知書を付には、その取消しに共助実施決定通知書を付いる、その取消しに共助実施決定通知書を付いました日)	とする。次条においてする共助対象外国租税第十一条第一項(相手	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
(本)	とする。次条において同じする共助対象外国租税の滞等十一条第一項(相手国等)	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
(本)	とする。次条において同じ。)にする共助対象外国租税の滞納処分等十一条第一項(林手国等の租金	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
(特納がある) (本第一項に規定する所轄国税局長等を付納がある) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	とする。次条において同じ。)におけずる共助対象外国租税の滞納処分費に第十一条第一項(相手国等の租税の復	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
(本)	とする。次条において同じ。)における納部する共助対象外国租税の滞納処分費にあつ第十一条第一項(相手国等の租税の復収の	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
、第一項に規定する所轄国税局長等をいう。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	とする。次条において同じ。)における納税する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、第十一条第一項(相手国等の租税の徴いの共助)	が納税	国税が完納された 租税条約 様とする ユンダス	一の取消しの納付、充当、更正の一部任意提供	条第納付、充当、更正の取消	第納付、充当、更正の一部	全額	第納付、充当、更正の取消	九条第売却代金の残余のうちかま
条第一項に規定する所轄国税局長等をいう。第百五十九 一部納がある について所轄国税局長等(租税条約等実施特例法第十一会書面が発せられた日) 相手国等における納税に 相手国等における納税に 相手国等における納税に 相手国等における納税に 相手国等における納税に 相手国等における納税に は納入後の費した日 は 1 日本	次条におい対象外国租第一項(相	等一・を等一員(日年団等)目記り教又)もかで、 義)に規定する相手国等をいい、租税条約等実施が納税が相手国等(租税条約等実施特例法第二条第三れた の規定により共助の終了の決	国税が完納された場とさいまれる。	一の取消し	が消滅した	第納付、充当、更正の一部	全額 滞納処分費の全額 れ、かつ、納付 税の徴収の共助)の規定により共助の終了の決定が	第納付、充当、更正の取消	ト国租税(育百二ト L を育っ頁育三号(己島の京里) ・国租税(育百二ト L を育っ頁育三号(己島の京里) ・国租税をのうちか売却代金のうちから租税条約等実施特例法第十一条第 ・一種税条約等実施特例法」という。)第十一条第一項( ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

条	第四項		第一項	第百五十一	
(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	れる者と認め前項の通知	として、その者 を記さいてきるとというできないとことができるという。 を記がしておいて、その者 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がしている。 を記がいる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 を確定による押収 を確定による押収 を確定を できないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできないる。 をできる。 をでをでをできる。 をでをでをできる。 をでをできる。 をでをできる。	――れる者が不正に条納税義務がある	条一時に	税
	ら共助対象者	大阪として、 一項には、 できむ。以下、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは	(相手国等の租税所轄国税局長等)	相手国等に一時に	徴収の条第一項(保全差押え)において同じ。)が徴収をして

し た -	共助	三項					して	
5 共助対象外国	第一項第一号	第百七十一条		項及び第十項	第七項、第八	第百五十九条		
『租锐の帯納処分こよる差押えがされて		督促				納付すべき額の確定	通知に係る保全差押金額	
押えがされてハる財産こつき強制孰行等(強制孰行、反一	の徴収の共助)に規定する共助実施決定又は督促	租税条約等実施特例法第十一条第一項(相手国等の租税	る当該決定の取消し)	断の決定をした場合にあつては、同条第九項の規定によ	実施特例法第十一条第八項の規定による徴収の共助の中	徴収共助実施決定(共助対象外国租税につき租税条約等	保全共助実施決定に係る共助対象外国租税の額	

条約等実施特例法第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十 条(直接の滞納処分費の優先)に規定する滞納処分費を除く。)を除く。)」と、調整法第六 υ含む。) の規定の適用については、国税徴収法第百二十九条第一項中「その他の債権」と ?。以下この項及び第十四項において「調整法」という。)第六条(調整法第十一条第一項、 `に租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象外国租税(その滞納処分費を [当して滞納者又は租税条約等実施特例法第十一条第一項に規定する共助対象者(以下「共 。場合を含む。)及び第三十六条の十二第一項において準用する場合を含む。)及び第二十条 (下この項において同じ。) の規定により同条第一項に規定する換価代金等を配当するとき 『処分による差押えがされた場合若しくは国税の滞納処分による差押え及び共助対象外国租 要求があつたものとみなす」とする。 十条の七第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係 一項の規定により配当して滞納者又は共助対象者に交付すべき」と、同条第三項及び調整 あつたものとみなす」と、調整法第十八条第二項中「滞納者に交付すべき」とあるの 条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付 以下「共助対象外国租税」という。)に係る交付要求があつたものとみなす」と、調整法 |者」という。) に交付すべき」と、同条第二項中「みなす」とあるのは「みなし、その交 |税条約等実施特例法第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に いう。)第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一 、税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例 項中「滯納者に交付すべき」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 、る共助対象外国租税(第三号に掲げる債権に該当するものを除く。)及びその滞納処分費 法律(昭和四十四年法律第四十六号)第十一条第一項(相手国等の租税の徴収の共助)に は「その他の債権(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に .調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の十二第二項において準用する [調整法第十九条、第二十条の九第一項、第三十四条第一項(調整法第三十五条において準 ·場合を含む。)、第十一条第三項(調整法第二十八条において準用する場合を含む。)、第十 第一項(調整法第二十条の十において準用する場合を含む。)及び第二十八条において準 条の二、第十七条(調整法第十九条及び第二十条において準用する場合を含む。)、第二十 る同条並びに滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九 .付要求がされた場合において、国税徴収法第百二十九条(前項において準用する場合を含 、び強制執行等がされた場合又は仮差押えの執行がされている財産につき共助対象外国租税 「下この項において同じ。)による差押えがされている財産につき共助対象外国租税の交付 (その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。)の滞納処分(その例による処分を含 の執行又は担保権の実行としての競売をいう。以下この項にお いて同じ。)がされた場合、

7.所害国兇司長等は、第三頁の規定こより数又した共助対象外国租税の預こ相当する金銭、前頂することができる。することができる。する歳入納付に関する法律(大正五年法律第十号)の規定による納付に準じた証券の提供を受領に、当該徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税の額に相当する金銭の提供又は証券をもつて6.徴収共助実施決定においては、所轄国税局長等は、共助対象外国租税に係る相手国等のため

の規定により受領した金銭又は同項の規定により受領した証券を取り立てた金銭を、当該共助対・所轄国税局長等は、第三項の規定により徴収した共助対象外国租税の額に相当する金銭、前項

れらの金銭の譲与を国税庁長官が指定した国税局長に嘱託することができる 象外国租税に係る租税条約等の相手国等に譲与する。この場合において、所轄国税局長等は、 ے

8 行われた差押え又は交付要求は第四項において準用する国税徴収法第百五十九条の規定に基づき む。)をすることができないものとし、徴収共助実施決定に係る共助対象外国租税について既に 該共助対象外国租税につき保全共助実施決定をしたときを除き新たに滞納処分(交付要求を含 断の決定をするものとする。この場合において、所轄国税局長等は当該中断の決定後において当 発生した旨の通知があつた場合には、所轄国税局長等は、当該共助対象外国租税に係る共助の中 租税条約等の規定により当該共助を中断すべき又は中断することができる場合に該当する事実が 第一項の規定による共助の要請があつた相手国等から当該要請に係る共助対象外国租税につき われたものとみなす。 3

通知があつた場合には、所轄国税局長等は、同項の決定を取り消すものとする。 前項の規定による決定がされた後に、同項の相手国等から同項に規定する事実が消滅した旨の

4

10 項において準用する国税徴収法第百五十九条第九項の規定に基づく交付要求とみなされた旨をそ の交付要求に係る同法第八十二条第一項に規定する執行機関に通知しなければならない。 場合において既に同項の交付要求が行われているときは、当該交付要求が同項の規定により第四 れぞれその旨を共助対象者に通知しなければならないものとし、第八項の規定による決定をした 所轄国税局長等は、第八項の規定による決定又は前項の規定による取消しをした場合には、 そ 5

をするものとする。 次のいずれかに該当する場合には、所轄国税局長等は、第一項の規定による共助の終了の決定

租税条約等の相手国等から共助の解除の要請があつたとき。共助実施決定に係る共助対象外国租税の全額を徴収したとき。

認められるとき。 共助対象者につき、国税徴収法第百五十三条第一項各号のいずれかに該当する事実があると

五. 項の場合に該当するときを除く。)。 租税条約等の規定により我が国が共助の実施を継続する必要がないと認められるとき(第八 第一項各号のいずれかに該当する事実が生じた又は生じていたと認められるとき

共助対象者が死亡したとき。

象者に通知しなければならない。 所轄国税局長等は、前項(第六号を除く。)の規定による決定をしたときは、 その旨を共助対

適用に関し必要な事項は、政令で定める。 又は額が当該共助対象外国租税に関する法令に従つているかどうかを主張することができない。 第五項に規定する場合における調整法第六条及び第十八条の規定の適用その他前各項の規定の 共助対象者は、不服申立て及び訴えにおいて、当該共助対象者に係る共助対象外国租税の存否

(国税の徴収の共助)

14

第十一条の二 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に当該租税条約等に にその進行を始め、又は進行しないこととなるときは、当該共助対象国税に係る国税の徴収権の に限る。)により当該租税条約等の規定に基づき国税の徴収権の時効が完成せず、若しくは新た 完成せず、若しくは新たにその進行を始め、若しくは進行しないこととなるものに相当するもの 税の徴収を目的とする我が国の権利(以下この項において「国税の徴収権」という。)の時効が 法第七十二条第三項において準用する民法の規定若しくは国税通則法第七十三条の規定により国 が完成せず、若しくは新たにその進行を始め、若しくは進行しないこととなるもの又は国税通則 (当該相手国等の法令により当該相手国等の租税の徴収を目的とする当該相手国等の権利の時効 の共助又は徴収のための財産の保全の共助を要請した場合において、当該相手国等の行つた行為 の対象となる我が国の租税債権に限る。以下この条において「共助対象国税」という。)の徴収 規定する租税債権(当該租税条約等の規定により徴収の共助又は徴収のための財産の保全の共助 同条の規定により完成せず、 若しくは新たにその進行を始め、又は進行しないものとみ 附則 附則第九条の 三項

項

第九条 0)

九第前二項

前項

六第||附則第九条の四又は前条の規定により

未納に係る

併せて賦課され又は申告された

2 収したものとみなす。 相場で本邦通貨に換算した金額)に相当する共助対象国税を、当該共助対象国税の滞納者から徴 が当該共助対象国税を外国通貨で徴収した場合には、当該徴収の時における当該相手国等の為替 象国税を当該相手国等が徴収した場合には、当該徴収の時に、当該徴収した金額(当該相手国等 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助

そのみなされた金額は、まず当該国税として徴収されたものとみなす。 第四号に規定する附帯税を除く。以下この項において同じ。)及び利子税又は延滞税が含まれて いるときは、前項の規定により徴収したものとみなされた金額が当該国税の額に達するまでは、 前項の場合において、共助対象国税のうちに国税(その滞納処分費を含み、国税通則法第二条

指定した国税局長(次項において「指定国税局長」という。)に嘱託することができる。 象国税につき当該相手国等から金銭又は証券の譲与を受ける場合には、国税通則法第四十三条及 び第四十四条の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長(次項において 「所轄国税局長等」という。)は、当該金銭の受領又は当該証券の受領及び取立てを国税庁長官が 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共

受領した金銭又は受領した証券を取り立てた金銭を含む。)を、当該共助対象国税につき第二項 証券を取り立てた金銭(当該所轄国税局長等から前項の規定による嘱託を受けた指定国税局長が 助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から受領した金銭又は当該相手国等から受領した 所轄国税局長等は、我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共 規定により徴収したものとみなされた金額を限度として、当該共助対象国税に充てる。

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第九条の十六までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲 が当該共助対象国税の全部又は一部を徴収したときにおける当該共助対象国税に係る消費税額を ものに限る。以下この項において同じ。)の徴収の共助を要請した場合において、当該相手国等 課税標準として課する地方消費税に対する地方税法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から 我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に共助対象国税(消費税に係る

第七十二条の百四第当該還付すべき消費税に係る還付金に既に納付された貨物割の額から還付後 |第七十二条の百六第前二項 第七十二条の百三第第七十二条の百又は第七十二条の百二末納に係る 一項 項 項 |の規定により併せて賦課され又は申告 を還付するものとする 相当する額 延滞税等及び還付加算金 前項 還付加算金 場合には、 を控除して得た額 |から当該還付すべき消費税に係る還付金 付消費税額(既に納付された消費税の とする に相当する額を控除して得た額をいう。 零とする。) (当該額が零を下回 を還付するも

7 定の適用に関し必要な事項は、 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用がある場合における地方消費税に関する法令の 政令で定める。 規

延滞税等及び還付加算金

還付加算金

第十一条の三 税務署長は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に関す る文書の送達の共助の要請があつた場合には、国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて

規定に従つて、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に嘱託して送達を行うことができる。 含む。)が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法に定めるほか、当該租税条約等の 機関の長又はその職員が発する書類の送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を (実施規定) 税務署長その他の行政機関の長は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政

第十二条 第二条から前条までに定めるもののほか、 必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。 租税条約等の実施及びこの法律の適用に関し

5

第十三条 共助対象者 (第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同 の罰金に処し、又はこれを併科する。 納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、二年以下の拘禁刑若しくは百五十万円以下 行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞 の財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する じ。)が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れる目的でそ 6

徴収法の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様と 共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税

3 きは、その相手方としてその違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金、「情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたと に処し、又はこれを併科する。

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、 六月以下の拘禁刑又は五

理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写 しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。 第九条第一項又は第十条の九第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な 第九条第一項若しくは第十条の九第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、

提供したとき(これらの違反行為に係る同項に規定する者(以下この号において「届出書提出は第十条の五第九項の規定による電磁的方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事項を 条第八項第二号に規定する営業所等をいう。以下この号において同じ。)の長に提出せず、若第八項第一号に規定する報告金融機関等をいう。以下この号において同じ。)の営業所等(同 同項第七号イに掲げる法人等に該当する信託以外の信託の受託者であるときを除き、当該特定 出義務者等が同項第六号に規定する特定組合員等である場合にあつては、当該特定組合員等が 義務者等」という。)が同条第八項第七号イ又は口に掲げる者に該当する場合(当該届出書提 の号及び次号において同じ。)に係る記載をして報告金融機関等の営業所等の長に提出し、又 行為又は同条第二項の規定によりあつたものとされた行為を行わなかつたことをいう。以下こ に偽りの記載をし、若しくは特定行為(第十条の七第一項の規定によりなかつたものとされた しくは同条第一項若しくは第三項に規定する届出書若しくは同条第四項に規定する異動届出書 第十条の五第一項に規定する届出書を同項に規定する特定取引の際に報告金融機関等(同条 合員等に係る同項第六号イからハまでに掲げるものの同項第七号に規定する居住地国が同号

イ又は口に定める外国である場合における当該特定組合員等に該当するとき)に限る。) 務署長に提供せず、又は同項の規定による方法により偽りの事項若しくは特定行為に係る事 第十条の六第一項に規定する報告事項をその提供の期限までに同項の規定による方法により

> Ŧi. -用する場合を含む。)の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をしたとき。 第十一条第四項において準用する国税徴収法第九十九条の二(同法第百九条第四項にお

六 して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。 第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対

七 又は忌避したとき。 第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、 妨げ、

その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。 の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類、第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による物件の提示又は提出

て当該各項の罰金刑を科する。 項において同じ。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、 他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前各項(前項第五号を除く。 。以下この、使用人そ

訴訟に関する法律の規定を準用する。 訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその

#### 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 公布の日から施行する。

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。 (他の法律の廃止)

間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十四年法律第百五十四号) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの

百六十号) ル自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十六年法律第 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポー

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条 『の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第二十八号)

する法律 (昭和三十八年法律第二十九号) ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・

六 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条 約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十一号) ンドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第三十号) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーラ

七 間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十七号) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との

の間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十年 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンと

条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和四十年法律第十号) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間

の条約の実施に伴う所得税法、 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十年法律

連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (昭和四十一年法律第百十七号) 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ

の実施に伴う所得税法及び法人税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第百二十八号)十二 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とブラジル合衆国との間の条約 約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十二年法律第 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とノールウェー王国との間の条

の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十三年法律第百四 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約

百二十九号)

第三条 第三条中所得税法第百七十条及び第百七十九条の規定に係る部分並びに第四条及び第五条 収益について適用し、これらの日前に支払を受けるべき配当等又は譲渡収益については、なお従 該法人の同日以後最初に開始する事業年度の開始の日)以後に支払を受けるべき配当等又は譲渡 の規定は、昭和四十四年一月一日(法人につき第四条又は第五条の規定を適用する場合には、当 (経過措置) 2

2 等については、なお従前の例による。 を受けるべき配当等でこの法律の施行の日以後に支払われるものについて適用し、その他の配当第三条中所得税法第二百十三条第一項の規定に係る部分は、昭和四十四年一月一日以後に支払

抄

附 則 (昭和五〇年三月三一日法律第一六号) 前の例による。

一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

第

(施行期日)

(施行期日) 則 (昭和五二年三月三一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

(施行期日) 則 (昭和六一年三月三一日法律第一三号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する 抄

則 (昭和六二年九月二五日法律第九六号)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 (施行期日) ただし、次の各号に掲げる規定は、 当

一及び二

次に掲げる規定 からハまで 略 昭和六十三年四月一日

特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第七条に一項を加える改正規定を除 く。) 及び第五十九条の規定 附則第五十四条、第五十八条(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

に規定する配当等(割引債の償還差益を除く。)について適用し、同日前に支払を受けるべき当いう。)の償還差益に係る部分を除く。)は、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき同項 規定(新租税特別措置法第四十一条の十二に規定する割引債(以下この条において「割引債」と 特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条第一項の紀五十九条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の 該配当等については、 なお従前の例による

> 2 十三年四月一日以後に発行される割引債について適用し、 割引債の償還差益に係る新租税条約実施特例法第三条第一項及び第三条の二の規定は、昭 なお従前の例による。 同日前に発行された割引債について 和六

(昭和六三年三月三一日法律第四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(平成四年三月三一日法律第一四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

う経過措置) (租税条約の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

第四十六条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二に規定する割引債について支払を受ける同条に規 条に規定する割引債について支払を受ける同条に規定する償還差益について適用し、当該外国法 務提供に係る対価で、当該相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるものについて適用する。 項に規定する相手国の居住者が施行日以後に行う新法第四十二条第一項に規定する芸能人等の役 特例等に関する法律(次項において「新条約実施特例法」という。)第三条の規定は、 定する償還差益については、なお従前の例による。 人が施行日前に発行された前条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法 新条約実施特例法第三条の三の規定は、同条に規定する外国法人が施行日以後に発行される同

(平成七年三月三一日法律第五五号) 抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。 (施行期日)

う経過措置) (租税条約の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

第四十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の 新法第四十 特例等に関する法律第三条の二の規定は、同条第一項に規定する相手国の居住者が施行日以後に 一条の九第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金等について適用する。

附 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

(平成一一年三月三一日法律第九号)

抄

施行期日)

(施行期日)

附

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する

う経過措置) (租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

**第四十九条** 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 に規定する償還差益について適用し、施行日前に発行された前条の規定による改正前の租税条約 特例等に関する法律第三条の三の規定は、施行日以後に発行される同条に規定する割引債の同条 債の同条に規定する償還差益については、なお従前の例による。 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の三に規定する割引

(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

|第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する

# ,施行期日) 附 則 (平成一二年五月三一日法律第九七号) 抄

「施行日」という。)から施行する。 「施行日」という。)から施行する。 「施行日」という。)から施行する。

則こ別没の定めがあるものを余き、改正後のそれぞれの去事の相当の規定こよってしたものとみ手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附れぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、第六十四条 この法律(附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定)の施行前に改正前のそ(処分等の効力)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定(その他の経過措置の政令への委任)則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみ則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定によってしたものとみ

則 (平成一三年三月三〇日法律第六号) 抄

附 則 (平成一四年七月三日法律第七九号) 抄第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。(施行期日)

、施行期日) 附別(平成一四年七月三日法律第七九号):

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支当等について適用し、第十四条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法項の規定は、同項に規定する相手国の居住者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する配 6税法の特例等に関する法律(次項において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二第一、15代11年第一第十四条の規定による改正後の租税条約実施に伴う所得税法、法人税法及び地方

一九条の三」として、同項の規定を適用する。 一九条の三」とするのは、「第八条の四第一項、第三項若しくは第四項、第二月三十一日までの間に支払を受けるべき同項に規定する配当等がある場合には、当該配当等に4 新租税条約実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日から平成十五年十4払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

(政令への委任)

置は、政令で定める。 置は、政令で定める。 のはか、この法律の施行に関し必要な経過措 第百三十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄

各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該(施行期日)

いら四まで 略

う経過措置)

第十八条 第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の第十八条 第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特例法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約の実施に伴う所得税」という。)第三条の二第一特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の二第一等十八条 第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

等又は特定配当等について適用する。 らの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当らの規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれに規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定

2

定収益分配、特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用する。定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体配当等、特定利子、特新租税条約実施特例法第三条の二第十二項、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規

益については、なお従前の例による。実施特例法第三条の三に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき割引債の償還差に規定する償還差益(以下この条において「償還差益」という。)について適用し、旧租税条約等が支払を受けるべき同項に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。)の同項等が支払を受けるべき同項に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。)の同項等が支払を受けるべき同項に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。)の同項

払を受けるべき割引債の償還差益について適用する。 新租税条約実施特例法第三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国法人が支

項に規定する配当等又は譲渡収益に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。旧租税条約実施特例法第四条第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税について適用し、支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等が施行日以後に 新租税条約実施特例法第四条第一項の規定は、同項に規定する相手国居住者等が施行日以後に

(その也の蚤過昔置の女令/の委壬) 国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税について適用する。 国居住者等、外国法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手7 新租税条約実施特例法第四条第二項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する相手国

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(罰則に関する経過措置) 第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日法律第七号) 抄第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

:一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

及び第十二項の改正規定を除く。)並びに附則第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第六項 びに第十三条第九項の規定、附則第二十六条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税 九項から第十一項まで、第六条、第七条第四項、第八条第八項、第十一条第二項、第十二条並 規定並びに同法附則第四十条を削る改正規定並びに附則第二条、第三条、第五条第二項及び第 五条の二の六から第三十五条の四の二まで及び第三十五条の六から第三十七条の二までの改正 部分に限る。)を除く。)、同法附則第三十五条の二の二から第三十五条の二の四まで、第三十 ら第三十五条までの改正規定、同法附則第三十五条の二の改正規定(同条第二項の改正規定 正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条、第九条の二、第三十三条の三か 及び第三号の改正規定に限る。)、同条第四項の改正規定、同法附則第五条の三第二項を削る改 定(「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。)並びに同項第二号 改正規定(「第三百十四条の四」を「第三百十四条の六」に改める部分、同項第一号の改正規 。)並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の 同項第一号の改正規定(「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く 正規定、同法附則第五条第一項の改正規定(「第三十六条」を「第三十七条」に改める部分、 を」に改める部分を除く。)、同条第六項の改正規定、同法附則第四条から第四条の三までの改 を除く。)、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「三十五万円を」を「三十二万円 三百四十九条の三第三十一項の改正規定並びに同法第七百三十四条第三項の表の改正規定並び 第一項の改正規定(同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。)、同法第 割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分を除く。)、同法第三百十七条の二 合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当 三百十四条の六並びに第三百十四条の七の改正規定、同法第三百十四条の八の改正規定(「場 び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三百十四条の三第一項、第三百十四条の四、第 法第七十三条の十四第六項、第三百十三条第九項、第三百十四条の二第一項第六号、第十号及 業」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の改正規定、同 る部分に限る。)、同法第四十七条、第五十三条第四十一項、第七十一条の四十七第一項、第七 規定、同法第三十七条の三の改正規定(「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分を除く (「除く。)」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える に同法附則第三条の三第二項の改正規定(「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分 に第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(「、生命保険業及び損害保険業」を「及び保険 十一条の六十七第一項並びに第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並び )、同法第四十五条の二第一項の改正規定(同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とす 第一条中地方税法第三十二条第九項、第三十四条第一項第六号、第十号及び第十一号、第四 第五項並びに第十項、第三十五条第一項並びに第三十六条から第三十七条の二までの改正 7 6 5 2

税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第六項及び第十二項の改正規定に限 項及び第十一条第八項の規定、附則第二十六条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人 分の三」に改める部分に限る。)並びに同法附則第五条の二の改正規定並びに附則第五条第八 譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五 分に限る。)及び同法第三百十四条の八の改正規定(「場合には、当該配当割額又は当該株式等 る。)並びに附則第二十七条の規定 第一条中地方税法第三十七条の三の改正規定(「百分の三十二」を「五分の二」に改める部 平成二十年四月一日

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

第二十七条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税 個人の道府県民税又は市町村民税について適用し、 市町村民税については、なお従前の例による。 特例等に関する法律第三条の二の二第六項又は第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の 平成十九年度分までの個人の道府県民税又は

## (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

う経過措置) (租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

**第七十五条** 第十二条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税 例法」という。)第三条第一項に規定する相手国居住者等が施行日前に支払を受けた同項に規定 得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特 税対象の役務提供対価について適用し、第十二条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所 定は、同条第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日以後に支払を受ける同項に規定する免法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第三条の規 する芸能人等の役務提供に係る対価については、なお従前の例による。

定配当等については、なお従前の例による。 は、居住者又は内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同条第九項に規定する特定配当等につ いて適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第九項に規定する特 新租税条約実施特例法第三条の二第九項(同条第十項において準用する場合を含む。)の規定

4 3 支払を受けるべき同項に規定する申告不要第三国団体配当等に係る所得税について適用する。 新租税条約実施特例法第三条の二第十六項及び第十八項の規定は、居住者が施行日以後に支払 新租税条約実施特例法第三条の二第十四項の規定は、同項に規定する非居住者が施行日以後に

特定利子又は特定収益分配に係る所得税については、なお従前の例による。 施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第十三項又は第十五項に規定する を受けるべきこれらの規定に規定する特定利子又は特定収益分配に係る所得税について適用し、 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が施行日以後に支払を受けるべき

同項に規定する申告不要特定配当等に係る所得税について適用する。

支払を受けるべきこれらの規定に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税に 九項に規定する特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税については、なお従前の例に ついて適用し、施行日前に支払を受けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第十七項又は第十 新租税条約実施特例法第三条の二第二十二項及び第二十四項の規定は、居住者が施行日以後に

ę' の提供の要請について適用する。 新租税条約実施特例法第十条の二から第十条の四までの規定は、施行日前にした行為であって 当該行為に係る犯則事件に関する新租税条約実施特例法第十条の二に規定する必要犯則情報

(罰則に関する経過措置)

第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合 におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)

第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 定める。

則 (平成一九年三月三〇日法律第六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。 各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該

から六まで 略

次に掲げる規定 からリまで 略 信託法 (平成十八年法律第百八号) の施行の

及び同法第七条第二項の改正規定並びに附則第五十六条第一項から第三項までの規定 項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める部分を除く。) 第二条の次に一条を加える改正規定、同法第三条の二の改正規定(同条第十四項及び第二十 第十一条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

第五十六条 第十一条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税 該当するものを含む。)について適用する。 された信託に該当するものにあっては信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託に の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる同条第一項に規定する法人課税信託(遺言によって 法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)第二条の一

又は第三国団体配当等については、なお従前の例による。を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等 の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。)第三条の二第 適用し、第十一条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等又は第三国団体配当等について 手国居住者等、非居住者又は外国法人が信託法施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規 新租税条約実施特例法第三条の二第一項から第八項までの規定は、これらの規定に規定する相 項から第八項までに規定する相手国居住者等、非居住者又は外国法人が信託法施行日前に支払

3 信託法施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する第三国団体配当等に係る所得税について適 日前に支払を受けるべき同項に規定する第三国団体配当等に係る所得税については、なお従前の 用し、旧租税条約実施特例法第三条の二第十三項に規定する非居住者又は外国法人が信託法施行 新租税条約実施特例法第三条の二第十三項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が

う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。 新租税条約実施特例法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する居住者が施行日以後に支払

5 る非居住者が施行日以後に支払う又は控除される同条第三項に規定する特定社会保険料について新租税条約実施特例法第五条の二第三項、第五項及び第六項の規定は、これらの規定に規定す

義務者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。 新租税条約実施特例法第五条の三第三項の規定は、同項に規定する市町村民税の所得割の納税 新租税条約実施特例法第五条の三第一項の規定は、同項に規定する道府県民税の所得割の納税

8 ついては、なお従前の例による。 について適用し、施行日前に旧租税条約実施特例法第七条第一項の更正の請求が行われた場合に 新租税条約実施特例法第七条第一項の規定は、施行日以後に同項の更正の請求が行われる場合

義務者が施行日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

新租税条約実施特例法第七条第三項の規定は、 施行日以後に受ける同条第一項の更正について

(罰則に関する経過措置)

第百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百五十八条 この附則に規定するもののほ 定める。 か、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政 令で

## 則 (平成二〇年三月三一日法律第九号)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、 部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)の公布の日から施行する。 所得税法等の

# (平成二〇年四月三〇日法律第二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、 各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、 当該

項、第六項及び第十二項の改正規定に限る。)及び附則第三十条第一項から第四項までの規定 定、附則第二十九条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等 びに同法附則第三十五条の三の二を削る改正規定並びに附則第三条第四項から第六項までの規 第七十一条の五十一第三項の改正規定並びに同法附則第五条の二及び第五条の三の改正規定並 第一条中地方税法第二十三条第一項第十五号及び第十六号、第二十四条第一項第七号並びに 平成二十一年一月一日 関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二第九項並びに第三条の二の二第一

二の二第五項第五号、第八項第五号、第九項、第十一項第五号、第十四項第五号及び第十五規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条 加える改正規定、同法第三百十七条の二第一項及び第三項、第三百十九条、第三百十九条の二改正規定、同条を同法第三百十四条の八とする改正規定、同法第三百十四条の六の次に一条を 一項に規定する」を削る部分に限る。) 並びに同法附則第三十五条の四の改正規定並びに附則を除く。)、同条第六項の改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項の改正規定(「同条第 定、同法附則第三十五条の二の二第二項の改正規定(「、次条第一項及び第四項」を削る部分三、第三十四条、第三十五条並びに第三十五条の二第五項第四号及び第十項第四号の改正規牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同条第六項の改正規定、同法附則第三十三条の 第五項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、同条 定、同法附則第六条第二項の改正規定(「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」をの三、第五条並びに第五条の四第二項及び第七項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規 四条の八の改正規定、同条を同法第三百十四条の九とする改正規定、同法第三百十四条の七 第四十五条の二、第四十七条第一項第五号、第七十一条の八、第三百十四条の二及び第三百十 第三条第七項から第十項まで及び第八条第四項から第八項までの規定並びに附則第二十九条 飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育 の三の改正規定並びに同法附則第三条の二の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三条 改正規定並びに同法第三百二十四条、第三百二十六条第一項及び第五百八十六条第二項第五号 並びに第三百二十一条の三から第三百二十一条の七までの改正規定、同条の次に九条を加える 十七条の三とする改正規定、同法第三十七条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条、 同条を同法第三十七条の四とする改正規定、同法第三十七条の二の改正規定、同条を同法第三 「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える 第一条中地方税法第十四条の九第二項第五号、第三十四条及び第三十七条の三の改正規定、 平成二十一年四月一日

う経過措置) (租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

第三十条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律 (以下この条において「新租税条約実施特例法」という。) 第三条の二の二第

はたけったでは、このでは、これでは、これでは、なお従前の何による。これでは、なお従前の何による。 る個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の何による。 て「旧租税条約実施特例法」という。)第三条の二の二第六項に規定する道府県内に住所を有すの租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(第三項においを受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に前条の規定による改正前六項の規定は、同項に規定する道府県内に住所を有する個人が平成二十一年一月一日以後に支払

とする。というの五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」は、同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の二」とあるのは「百分の一・二」は、同項中「百分の五」とあるのは「百分の二年の三第六項に規定する道府県内に住所を有間」という。)内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する道府県内に住所を有2.平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間(第四項において「経過期2.平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの期間(第四項において「経過期2.

る。 
有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例によ有する個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例に住所をて適用し、同日前に旧租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等についする個人が平成二十一年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等につい3 新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定は、同項に規定する市町村内に住所を有3 新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項の規定は、同項に規定する市町村内に住所を有

る。 「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・八」とす同項中「百分の五」とあるのは「百分の三」と、「百分の三」とあるのは「百分の一・八」とする個人が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、4 経過期間内に新租税条約実施特例法第三条の二の二第十二項に規定する市町村内に住所を有する。

について適用し、平成十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。5 新租税条約実施特例法第三条の二の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の国民健康保険税

### 

各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

・ ない トー・スパー 次に掲げる規定 平成二十一年一月一日

条の十一の改正規定、同法第三十七条の十一の二第一項の改正規定、同法第三十七条の十一 条の次に一条を加える改正規定、同法第十四条の二第三項及び第十五条第二項の改正規定、 分を除く。)、同条第二項の改正規定、同条第三項第一号の改正規定(「この条及び次条」を の三第一項の改正規定(「第三十七条の十一の五」を「第三十七条の十一の六」に改める部 座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座」に改める部分に限る。)、同法第三十七 項の改正規定(「特定管理口座)」を「特定管理口座。以下この項において同じ。)の振替口 改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の九の二第五項の改正規 削る部分に限る。)、同法第二十八条の三第十一項の改正規定、同法第三十三条の六第二項の 改正規定、同法第二十六条第二項第六号の改正規定(「(平成十七年法律第百二十三号)」を 同法第十九条第一号の改正規定、同法第二十四条の三第四項の改正規定、同法第二十五条の 項第六号とし、 同法第十条の四(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項第六号を削り、同項第七号を同 九条第二項の改正規定、同法第九条の三第一項の改正規定(同項第一号に係る部分に限る。) 「この条、次条及び第三十七条の十一の六」に改め、「これらの契約」の下に「及び第三十 定、同法第三十七条の十の改正規定、同法第三十七条の十の二第一項の改正規定、同条第二 十三条第二項の改正規定、同法第十三条の二の改正規定、同条を第十三条の三とし、第十三 第八条中租税特別措置法第四条の二第九項の改正規定、同法第四条の四の改正規定、同法 同条第二項を削る改正規定、同法第九条の四第二項の改正規定、同法第十条の改正規定、 、同項に一号を加える部分を除く。)、同法第十条の七を削る改正規定、同法第 同法第八条の五第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同法第

二十項に係る部分に限る。)並びに附則第九十四条の規定

「問する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の改正規定(同条第十四項及び第の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等の規定、附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特別等の規定、附則第九十三条、第四十四条第一項第三号を削る部分を除く。)、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定(同項第三号を削る部分を除く。)、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定(同項第四号を削る部分を除く。)、同法第三十七条の十四の大五の立とし、第四十一条の十五の次後正規定、同法第三十七条の十四の二第六項の改正規定(同項第四号を削る部分を除く。)、同法第三十七三条、第四十二条、第四十三条。第四十三条の十五の二を第四十一条の十五の次後正規定、同法第三十七条の十三の二第二項の改正規定、同法第三十七条の十三の二第二項の改正規定、同法第三十七条の十三条、第四十三条、第四十三条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十三条、第四十三条の二の改正規定、同法第三十七条の規定、同法第三十七条の規定、同法第三十七条の規定、同法第三十七条の規定、同法第三十七条の規定、同法第二十七条の十一の六第四項第一号に規定する上場株式配当等受領委任契約」を加える部分を除く。)

三略

号)の施行の日(平成二十年十二月一日) 水に掲げる規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八年)

イ 略

の改正規定、同法第三十七条第三項第二号の改正規定、同条第四項の改正規定(同項中「、法第十三条第二項第一号の改正規定(「内国法人である」を削る部分に限る。)、同項第二号法第九条に一項を加える改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の二の改正規定、同法第二条中法人税法第二条第九号の次に一号を加える改正規定、同法第四条の改正規定、同 る公益法人等又は人格のない社団等」を「(人格のない社団等に限る。)」に改める部分に限 分に限る。)、同条第五項の改正規定、同法第三十八条第二項第一号の改正規定、同法第六十 五号)」を削る部分を除く。)及び法人税法別表第三の改正規定並びに附則第十条、第十 を満たすものとして財務大臣が指定をしたものに限る。)の項中「(昭和二十三年法律第二百 義)に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定める要件 協同組合連合会(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条(公的医療機関の定 に加える部分(医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項 る部分を除く。)、同法別表第二の改正規定(同表第一号の表貸金業協会の項の前に次のよう る。)、同法別表第一の改正規定(同表第一号の表日本中央競馬会の項の次に次のように加え 六条の改正規定、同法第百四十三条の改正規定、同法第百五十条第二項の改正規定(「であ 項及び次項において同じ。)」を加える部分及び同項ただし書中「内国法人である」を削る部 公益法人等」の下に「(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この (社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)の項に係る部分に限る。)及び同表農業 第十五条及び第二十一条の規定、 附則第九十三条中租税条約の実施に伴う所得税法、

1位とうつき値によって計位は、まくせまなが出す社よの特別等に関ってませつ。 取びにによいは別第九十七条、第百四条、第百五条、第百七条、第百八条及び第百十一条の規定 人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並び

う経過措置)(組税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

- 第九十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の 第九十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(第三項において「旧租約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(第三項において「旧租規定する申告不要第三国団体配当等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税条規定する申告不要第三国団体配当等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の租税条規定する申告不要第三国団体配当等については、なお従前の例による。 第九十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の第九十四条 前条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の
- いては、同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。 支払を受けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用につ式等の配当等」という。)が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等(以下この条において「上場株払を受けるべき新租税特別措置法第九条の三各号に掲げる配当等(以下この条において「上場株2 新租税条約実施特例法第三条の二第十四項前段の場合において、同項に規定する非居住者が支
- なお従前の例による。 けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等については、けるべき旧租税条約実施特例法第三条の二第二十項に規定する申告不要特定配当等について適用し、同日前に居住者が支払を受3 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項の規定は、居住者が平成二十一年一月一日以後に支
- 同項中「百分の十五」とあるのは、「百分の七」とする。けるべきものであるときは、当該上場株式等の配当等に係る同項後段の規定の適用については、場株式等の配当等が平成二十一年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受4 新租税条約実施特例法第三条の二第二十項前段の場合において、居住者が支払を受けるべき上
- (この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に第百十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において

(罰則に関する経過措置)

- の他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)そ第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による
- める。 第百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定第百二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定(その他の経過措置の政令への委任)

# 則 (平成二一年三月三一日法律第九号) 抄

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十前段」に改める部分を除く。)、同条第七項第四号の改正規定(「第三百十四条の七第一項前段」得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項目金額並びに第三十三条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所五項並びに第三十三条の二の改正規定、同法附則第三十三条の三第三項第四号の改正規定(「第五項並びに第三十三条の二の改正規定、同法附則第三十三条の三第三項第四号の改正規定(「第二年十七条の一第一条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同法附則第六条第二項及び第第一条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定(「この条」の下に「及び次定、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定(「この条」の下に「及び次定、同条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四の見出しを削る改正規

第五条の四の二第五項」に改める部分に限る。)及び同条第十四項第五号の改正規定(「、附則五項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則 条第十一項第五号の改正規定(「、附則第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第一項」に改める部分に限る。)、同 限る。) に限る。) 平成二十二年一月一日 条の四第六項」を「、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める部分に 第五条の四第六項」の下に「、附則第五条の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五 の四の二第一項」に改める部分に限る。)、同条第八項第五号の改正規定(「、附則第五条の を加える部分及び「及び附則第五条の四第一項」を「、附則第五条の四第一項及び附則第五条 第二項第四号の改正規定(「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林及び第十二項並びに第三十五条の三第七項及び第十五項の改正規定、同法附則第三十五条の四同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の二、第三十五条の二の六第二項 渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条第十項第四号の改正規定(「第金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲 第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五条の四 第五項第五号の改正規定(「、附則第五条の四第一項」の下に「、附則第五条の四の二第一項」 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二 附則に一項を加える改正規定並びに附則第二十七条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、 金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)並びに第四条中国有資産等所在市町村交付金法 るのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の 規定(「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあ 係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)並びに同条第五項第四号の改正 所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に 林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは 項第四号の改正規定(「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得 る短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五条の二第五 七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定す 除く。)、同条第八項第四号の改正規定(「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の 並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を 条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額 同項前段」に改める部分を除く。)、同法附則第三十五条第四項第四号の改正規定(「第三十七 とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、 改正規定(「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」 三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除 に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。)、同条第六項第四号の 十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第一項 く。)、同法附則第三十四条第三項第四号の改正規定(「第三十七条の二第一項前段」を「第三 山

(罰則に関する経過措置)

る罰則の適用については、なお従前の例による。 がにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対すがにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりな第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為並

(政令への委任)

その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律によ

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほ 政令で定める。 か、この法律の施行に関し必要な経過措置

# (平成二一年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同 (その他の経過措置の政令への委任) けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお

第百二条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律によ その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 る改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)

第百三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、 平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革 構造を確立することを旨とするものとする。 は、二千十年代(平成二十二年から令和元年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政 ることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、 つつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させ 医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえ

段と注力して行われるものとする。 の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするも のとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられる のとする。

慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進す これに準ずるものをいう。)の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配 上げるとともに、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他 税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を う。第五号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。 含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をい

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消 に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等るための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提 の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。 費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処す

第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直 を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律 し、負担の軽減を検討すること。 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等

> Ŧ. 観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の

納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

り、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保 観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことによ

見直しをいう。)を推進すること。 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負荷の低減に資するため

## (平成二二年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する

# 附則 (平成二二年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

次に掲げる規定 平成二十二年六月一日

イからタまで 略

る清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。)」を削る部分に限る。)を除く。) 規定(「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。)、同法第六条の二第 三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。)、同条第二十五項第二号の改正 四号の四」に改める部分に限る。)、同条第十九項第二号の改正規定(「第三十四号の三」を 項第一号の項の改正規定、同条第十七項第一号の改正規定(「第三十四号の三」を「第三十 四項」に改める部分に限る。)、同条第八項の改正規定、同条第十三項の表第百七十二条第一 条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定(「第九条の五の二第四項」を「第九条の六第 の改正規定(「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に改める部分に限る。)、同 三項」を「第九条の六第三項」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定、同条第五項 一項の改正規定及び同法第七条第一項の改正規定(「(解散(合併による解散を除く。)によ の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。)、同条第二十三項第二号の改正規定(「第 改める部分に限る。)、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定(「第九条の五の二第 る法律第三条の二第一項の改正規定(「第九条の五の二第二項」を「第九条の六第二項」に 「第三十四号の四」に改める部分に限る。)、同条第二十一項第二号の改正規定(「第三十四号 第十七条の規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す

Ξ 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イからトまで 略

第七条第一項の改正規定(「(解散(合併による解散を除く。)による清算所得の金額を含む。 以下この項において同じ。)」を削る部分に限る。)及び附則第四十二条の規定 第十七条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

次に掲げる規定 平成二十三年一月一日

口

四号の四」に改める部分に限る。)、同条第二十三項第二号の改正規定(「第三十四号の三」 第三条の二第十七項第一号の改正規定(「第三十四号の三」を「第三十四号の四」に改める 十四号の三」を「第三十四号の四」に改める部分に限る。) を「第三十四号の四」に改める部分に限る。)及び同条第二十五項第二号の改正規定(「第三 に改める部分に限る。)、同条第二十一項第二号の改正規定(「第三十四号の三」を「第三十 部分に限る。)、同条第十九項第二号の改正規定(「第三十四号の三」を「第三十四号の四」 第十七条中租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(租税条約の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴

第七条第一項に規定する内国法人の清算所得につき同項の更正の請求が行われた場合について定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第四十二条 平成二十二年九月三十日以前に解散(合併による解散を除く。)をした第十七条の規 (罰則に関する経過措置) なお従前の例による。

第百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合 なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百四十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

### (施行期日) 則 (平成二三年三月三一日法律第一二号)

造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構 律第百十四号)の公布の日から施行する。

2

#### (施行期日) 則 (平成二三年六月三〇日法律第八二号) 抄

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から施行する

第九十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に (その他の経過措置の政令への委任)

第九十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定

### 則 (平成二三年六月三〇日法律第八三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、 る日から施行する。 公布の日から施行する。ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

から四まで 略

及び第十五条の規定 平成二十五年四月一日 改正規定並びに同法附則第三十五条の六から第三十八条の三までの改正規定並びに附則第十条 第一条中地方税法第七百三条の四、第七百三条の五の二第一項及び第七百六条の二第一項の

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同 及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税 律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 (政令への委任) なお従前の例による。

政令で定める。 (平成二三年一二月二日法律第一一四号) 抄

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほ

か、

この法律の施行に関し必要な経過措置

(施行期日)

る日から施行する 一条この法律は、 公布の日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

一から四まで

次に掲げる規定 平成二十五年一月

律第九条の改正規定、 に附則第四十二条第二項及び第三項の規定 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法 同法第十条の改正規定及び同法第十三条第一項第二号の改正規定並び

伴う経過措置) (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に

第四十二条 第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 くは第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来する法人税について適用 税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。)第七条 の規定は、施行日の属する年分以後の所得税又は施行日以後に新法人税法第七十四条第一項若し 条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が到来した法人税については、 施行日の属する年分前の所得税又は施行日前に旧法人税法第七十四条第一項若しくは第八十 なお従前の例

ついて適用し、同日前に旧租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請において特定され行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)に 行われている調査(同日前に当該特定された者に対して当該調査に係る第十八条の規定による改おいて特定された者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き た者に対して行った同項の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものを含む。)につい 正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下こ ては、なお従前の例による。 新租税条約等実施特例法第九条第一項及び第三項(第二項に係る部分を除く。)並びに第十条 項において「旧租税条約等実施特例法」という。) 第九条第一項の規定による質問又は検査を 規定は、平成二十五年一月一日以後に新租税条約等実施特例法第九条第一項に規定する要請に

3 成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。 新租税条約等実施特例法第九条第二項及び第三項(第二項に係る部分に限る。)の規定は、

平

(罰則に関する経過措置)

じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお第百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同 けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第百四条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による 改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)そ (この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第百五条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

(その他の経過措置の政令への委任)

他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円 る。 な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、 (納税環境の整備に向けた検討) 引き続き検討を行うものとする

(平成二四年三月三一日法律第一六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 から五まで 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当

十一条の改正規定及び同法第十一条の二の改正規定

第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第

平成二十五年七月一日

(罰則の適用に関する経過措置) 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め 抄

#### 附 則 (平成二五年三月三〇日法律第三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 当

第四号及び第四十五条の改正規定並びに附則第四条第四項及び第五項、第九条第三項及び第五 項、第十九条並びに第二十一条の規定 平成二十七年一月一日 条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の三の二、第三十五条の四第五項 十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号、第三十四条第六項第四号、第三十五 分及び同項第一号並びに同条第六項第一号の改正規定、同法附則第五条の四の二の改正規定 (同条第一項第二号及び第五項第二号に係る部分を除く。)並びに同法附則第六条第五項、第三 第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四第一項各号列記以外の部

三 第二条(次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第五条第一項から第四項ま (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に 第十七条、第十八条、第二十条及び第二十二条の規定 平成二十八年一月一日

第二十一条 附則第十九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び 成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十一項第五号及び第十四項第五号の規定は、平 市町村民税については、なお従前の例による。

度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税についてという。)第三条の二の二第四項、第六項及び第八項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年 地方税法の特例等に関する法律(次項及び第三項において「二十八年新租税条約等実施特例法」 なお従前の例による。 附則第二十条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び

は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの2 二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項、第十二項及び第十四項第一号の規定 人の市町村民税については、なお従前の例による。

分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお、二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の三第二項の規定は、平成二十九年度以後の年度 従前の例による。

#### 則 (平成二五年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当

三から五まで

次に掲げる規定 平成二十八年一月

第三条の二の改正規定 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(罰則の適用に関する経過措置)

じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合にお第百六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同 けるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定め

る。

第百八条 政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上 度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。 の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年

れた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。 大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じら

二 給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除 及び控除対象の範囲を含め、検討すること。 得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。) の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、 適用判定の基準(所

三 交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていること こと。 も踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討する

費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。 た経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、 贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じ 結婚、 出産又は教育に要する

兀

則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号)

抄

(施行期日)

| 該各号に定める日から施行する。 | 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当

一及び二 略

次に掲げる規定 平成二十七年四月一日

イからニまで 略

ホ 第十一条第四項の改正規定 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

四及び五 略

次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

イからホまで 略

法」に、「この項において同じ。)又は決定(国税通則法」を「この項及び次項において同は税額等」を「次項において同じ。)又は税額等」に、「更正(国税通則法」を「更正(同の二の改正規定、同法第六条の二第一項の改正規定、同法第七条第一項の改正規定(「)又 及び「国税通則法第二十三条第一項」を「更正の請求 じ。)又は決定(同法」に改め、「決定をいう」の下に「。同項において同じ」を加える部分 第三条第四項の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 (国税通則法第二十三条第一項」に改

第四十一条第一項の規定 る改正規定、同条第二項の改正規定及び同条第一項の次に一項を加える改正規定並びに附則 四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分を除く。)、同項を同条第四項とす を含む。)及び第八十二条」を「、第八十二条及び第百四十五条並びに地方法人税法第二十 四項の改正規定、同条第三項の改正規定(「(同法第百四十五条第一項において準用する場合 め、「更正の請求」の下に「をいう。次項において同じ。)」を加える部分に限る。)、同条第

から十一まで 略

十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日

7及びロ 略

に限る。)並びに附則第四十一条第二項の規定 五条第一項において準用する場合を含む。)及び第八十二条」を「、第八十二条及び第百四 次項において同じ。)」を加える部分を除く。) 及び同条第三項の改正規定 (「(同法第百四十 を「更正の請求(国税通則法第二十三条第一項」に改め、「更正の請求」の下に「をいう。 をいう」の下に「。同項において同じ」を加える部分及び「国税通則法第二十三条第一項」 は決定(国税通則法」を「この項及び次項において同じ。)又は決定(同法」に改め、「決定 。)又は税額等」に、「更正(国税通則法」を「更正(同法」に、「この項において同じ。)又 第一条の改正規定、同法第七条第一項の改正規定(「)又は税額等」を「次項において同じ 十五条並びに地方法人税法第二十四条」に改める部分及び同項の表に次のように加える部分 第九条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例に関する経過措置)

第四十一条 法の特例等に関する法律第七条第二項の規定は、同項に規定する合意が行われたことにより、 条第三項中「、第八十二条及び第百四十五条」とあるのは「(同法第百四十五条第一項において 第七条の規定の適用については、同条第一項中「この項及び次項」とあるのは「この項」と、同 による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 各連結事業年度の同項に規定する連結国外所得金額が増額される場合について適用する。 四月一日以後に開始する各事業年度の同項に規定する国外所得金額若しくは同日以後に開始する 住者の平成二十九年分以後の各年分の同項に規定する国外所得金額又は内国法人の平成二十八年 附則第一条第十二号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの間における第九条の規定 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税 る 合 を 含 む 及 第 八十二条」と 項の 中 居

ています。     は決定     しくは決定     に申告書の提出又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(和税条約に基づに決定     正申告書を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(和税条約に関づる金額(当該     を額(当該     を額(当該)若しくは同項第五号に掲げる金額(同項第九号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(同項第九号の規定による決定をいう。     しくは同項第十一号に掲げる金額(同項第九号の規定による決定をいう。     一号に掲げる公額(これらの     の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(同項第九号の規定による決定をいう。     一号に掲げる金額(これらの     第五号に掲げる金額(これらの     第五号に掲げる金額(これらの     第五号に掲げる金額(これらの     第五号に掲げる金額(同項第六号に掲げる金額)若しくは同項第二号若しくは第二母に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(これらの     第五号に掲げる金額(これらの     第五号に掲げる金額(これらの     第五号に掲げる金額(同項第六号に掲げる金額)若しくは同項第二号を掲げる金額)若しくは同項第二号に掲げる金額(同項第九号を額)を額(回項第二号を表)とは第二母に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号を表)を額(同項第九号を表)を表)を表)を表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)に表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)に表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表)を表	は		の	る	あ	と	
中告書の提出又は更正若しく更正 中告書の提出又は更正若しくし決定 中告書の提出又は更正若しくは決定 中告書の提出した日又はその更正 中告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施特例法第七条第一項(和税条約年代自済工号に掲げる金額では同条第二項第五号に掲げる金額では同条第二項第五号に掲げる金額では同条第二項第五号に掲げる金額では同条第二項第五号に掲げる金額では、同号に掲げる金額とは決定 中告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正本の条において同じ。) 中告書の提出又は更正若しく更正若しく東正若しくは同項第二号に掲げる金額(同項第一号に掲げる金額では、同号に掲げる金額(当該 第二号に掲げる金額では、同号に掲げる金額(当該 第二号に掲げる金額では、同号に掲げる金額では、同号に掲げる金額の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正本の条において同じ。)			し	地方法		で決定	
中告書の提出又は更正若しく更正 中告書の提出又は更正若しくし決定 中告書を提出し、又は更正若しく更正 中告書を提出し、又は更正若しくで更正 中告書を提出し、又は更正若しくは決定 中告書を提出し、又は更正若しくは決定 中告書を提出し、又は更正若しくは決定 中告書を提出し、又は更正若しくは決定 中告書を提出し、又は更正若しくは決定 東正若しくは決定 中告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及の規定による決定をいう。 中告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及の規定による決定をいう。 中告書の提出又は更正若しく更正 年告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及の規定による決定をいう。 中告書の提出又は更正若しく更正 年告書を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項又は第二号に掲げる金額(同項第三号若しくは同項第三号若しくは同項第三号若しくは同項第三号若しくは同項第三号若しくは同項第三号若しくは同項第二号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる金額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(これらの 第五号に掲げる全額(同項第三号若 10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、10、1						は決定	
マは決定 マは更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(和税条約等に関する法律(昭和四十四年法律とは決定 の確定申告書を提出し、又は更正若しくは決定 の確定申告書を提出した日又はその更正 は同条第二項第五号に掲げる る欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額(同項第一号第百四十四条の六第一項第一号若しくは決定 の確定申告書に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる矢損金額若しくは同項第三号若しくは決定 東告書を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等に関する法律(昭和四十四年法本の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(これらの単正を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等に関する法律(昭和四十四年法本の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正本の表において同じ。)				更正	く	$\mathcal{O}$	11-
マは決定 マは更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(和税条約等による決定 国税通則法第二十 税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法学の規定による決定を の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第五号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(これらの 東正 中告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法本の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二号本事告書を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(和税条約年書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法本の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正本の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正本の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正本の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正本の規定に対定を対応という。							四条
条の規定による決定をいう。十六号)第七条第一項又は第二項の更正くは決定 く合意があつた場合の更正の特例)の更正中告書の提出又は更正若しくは決定 の確定申告書に設当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第五号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第二号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第二号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第三号若しくは決定 東告書を提出し、又は更正若租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若租税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若租税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正者租税条約等の実施に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正者租税条約等の実施特例法第七条第一項(租税条約等の実施特例法第七条第一項(租税条約等の実施特例法)の更正					いて同じ。)	お	二 十
くは決定 (国税通則法第二十 税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法中告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施特例法第七条第一項(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する場合には、同号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第二号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第二号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第二号に掲げる金額(当該 第五号に掲げる金額(日項第三号若印入)の更正本和税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正若和税条約等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正常、対策を表別等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正常、対策を表別等に関する法律(昭和四十四年法申告書を提出し、又は更正常、対策を表別等に関する法律、対策を表別等に関する法律、対策を表別等に関する法律、対策を表別等に関する法律、対策を表別等に対策を表別等に対策を表別等に対策を表別等に対策を表別等に対策を表別等に対策を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を		の更正		六号)	る決定をいう。	五条の規定によ	法第
中告書を提出し、又は更正若和税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及申告書を提出し、又は更正若しくは決定 の確定申告書に記載した、又は決定 の確定申告書に記載した、又は決定 の確定申告書に記載した、又は決定 下若しくは決定 更正 おしくは同項第五号に掲げる金額 (当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額 (当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額 (当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額 (当該 第五号に掲げる金額 (同項第二号に掲げる金額 (当該 第五号に掲げる金額 (当該 第五号に掲げる金額 (日項第三号 (当該 第五号に掲げる金額 (日の東正の特例)の更正 (日の東正の特例)の更正 (日の東正の特別)の更正 (日の東正の東正の特別)の更正 (日の東正の特別)の更正 (日の東正の特別)の更正 (日の東正の東正の特別)の更正 (日の東正の東正の東正の東正の東正の東正の東正の東正の東正の東正の東正の東正の東正の	律第四	四十四年法	関する法律 (昭和)	税法の特例等に関	· 悦通則法第二十	は決定(	人税
中告書を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条约等実施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一項(租税条约等支施特例法第七条第一项(租税条约等)。	び地	人税法及		柤税条約等の実施に	、又は更正若	修正申告書を提出し	地方法
一号に掲げる欠損金額若しくは同項第三号若額(当該 中告書を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等実施特例法第七条第一項(租税条約等支施特例法第七条第一项(租税条約等支施特例法第七条第一项(租税条約等支施特例法)を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を			۱_	第五号に掲げる合			
中告書の提出又は更正若しくは決定 マーラに掲げる金額又は同条第二項四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第二号に掲げる金額(同年書を提出した日又はその更正 の確定申告書に記載した、又は決定 更正 一方の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額(同項第九号に掲出又は更正若しくは決定 更正 「一方の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(同項第十一号に掲げる金額)の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(同項第十一号に掲げる金額)の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(同項第十一号に掲げる金額又は同条第二項とは決定 しくは同項第十一号に掲げる金額又は同条第二項とは決定 しくは同項第十一号に掲げる金額とは対象に表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表	しくは	項第三号若	額若しくは同	一号に掲げる欠場			
の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額) 神告書の提出又は更正若しくは決定 四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額(同項第五号に掲げる金額) 本語の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額(同項第九号に掲げる金額) 本語の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額) の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額)の更正	二項第	又は同条第	一号に掲げる金額	しくは同項第十一			
(当該 額)若しくは同項第六号に掲げる金額(同項第九別の実正とは決定 マは決定 東正若しくは決定 東正若しくは決定 東正若しくは決定 東正若しくは決定 東正若しくは決定 東正若しくは決定 東正若しくは決定 東正若しくは決定 東正子しくは決定 東正子しくは決定 東正子しくは決定 東正子しくは決定 東正子の 東正子の 東正子の 東正子の 大田 東 古書を提出した日又はその 東正 の確定申告書に記載した、又は決定 東正 の権別の の東正 の で の で で は の で で で で で で で で で で で で で	額)	に掲げる金		の規定に該当する			
額(当該 第八号の規定に該当する場合には、同号に掲げる額(同四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第五号に掲げる金額(同四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第五号に掲げる金額(同四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第一号結しくは決定更正	第九号	額(	切第六号に掲げる。	)若しくは同			
は同条第二項第五号に掲げる る欠損金額若しくは同項第五号に掲げる金額(同四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第十号第百四十四条の六第一項第一号若しくは決定 で確定申告書を提出した日又はその更正 おしく東正若しくは決定 で の確定申告書に記載した、又は決定 中告書を提出した日又はその更正 の確定申告書に記載した、又は決定 中告書を提出し、又は更正若しく東正 の確定申告書に記載した、又は決定 で の の 更正 の で の で で で で で で で で で で で で で で で で	げる金		8当する場合には、	の			
四十四条の六第一項第十一号第百四十四条の六第一項第一号若しくは第二号に掲定定定の決定更正書しくは決定更正若しくは決定更正書を提出した日又はその更正の特別との更正の特別とは決定更正若しくは決定更正とは決定	(同	掲げる金額	、は同項第五号に	金額若し	第五号に掲げる	又は同条第二項第	
定  応  の確定申告書に記載した、又は決定  中告書の提出又は更正若しく  中告書を提出した日又はその  東告書を提出した日又はその  東正若しくは決定  正若しくは決定  正若しくは決定  正若しくは決定  正若しくは決定  正若しくは決定  の確定申告書に記載した、又は決定  の確定申告書に記載した、又は決定	掲	くは第二号	一項第一号若し	四条の六	項第十一	十四条	tota.
中告書を提出し、又は更正若和税条約等実施特例法第七条第一項(くは決定 く合意があつた場合の更正の特例) 中告書を提出した日又はその更正 申告書を提出した日又はその更正 中告書を提出した日又はその更正		/•_	した、又は			で決定	
に、又は更正若租税条約等実施特例法第七条第一項( し、又は更正若しく更正 した日又はその更正の特例)				更正	若しくは決定	又は	14.
し、又は更正若租税条約等実施特例法第七条第一項( スは更正若しく更正 又は更正若しく更正					正	更正若しくは決力	
(中告書を提出し、又は更正若租税条約等実施特例法第七条第一項() () 中告書を提出し、又は更正若租税条約等実施特例法第七条第一項() () 中告書を提出し、又は更正若租税条約等実施特例法第七条第一項(				更正	た日又はその	修正申告書を提出し	11-
申告書の提出又は更正若しく 更正 く合意があつた場合の更正の特例) は決定 くら意があった場合の更正の特例)						は決定	
				更正		0)	11-
							条
くは決定 く合意があつた場合の更正の特例)申告書を提出し、又は更正若租税条約等実施特例法第七条第一項(							十 五
くは決定 くらまであった場合の更正の特例)申告書を提出し、又は更正若租税条約等実施特例法第七条第一項(							百 四
申告書を提出し、又は更正若 租税条約等実施特例法第七条第一項(			場合の更正の特例	く合意があつた場		しくは決定	法第
	に基づ	$\overline{}$	_	租税条約等実施特例	し、又は更正若	修正申告書を提出し	法人税

とする。

|地方法人|修正申告書を提出し、又は更正若しくは|租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税

税法第 二十四四

よる決定をいう。

以下この条において

項の更正

(昭和四十四年法律第四十六号)第七条第法及び地方税法の特例等に関する法律

決定(国税通則法第二十五条の規定に

修正申告書の提出又は更正若しくは決定|更正

の地方法人税確定申告書に記載した、

又 は

で決定

(罰則の適用に関する経過措置)

第百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお 第百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合 におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任) 政令で

則 (平成二七年三月三一日法律第九号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、

当

次に掲げる規定 平成二十七年七月一日

からハまで

第三条の改正規定 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

次に掲げる規定 平成二十八年四月一日

からニまで

表法人税法第百四十五条の項の改正規定 第三条の二第十三項及び第四条第一項から第六項までの改正規定並びに同法第七条第四項の 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

項の改正規定及び同法第十三条第四項の改正規定 平成二十九年一月一日 九条第一項の改正規定、同法第十条の四の次に五条を加える改正規定、同法第十一条の二第一 第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第

(罰則に関する経過措置)

第百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお (その他の経過措置の政令への委任) おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に いて

第百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

#### 則 (平成二八年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

伴う経過措置)

(罰則に関する経過措置)

**第百六十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合 (政令への委任)

第百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

#### 則 (平成二九年三月三一日法律第二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 該各号に定める日から施行する。 当

第一号及び第五項第一号、第二十九条の七第一項、第三十一条の四第一項、第三十三条の二第第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ、第五条の四の二、第五条の五、第六条第二項 第一号及び第五項第一号、 の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五条第一項及び第三項、十一条の七の十二第一項、第三百二十一条の七の十三並びに第七百三十七条第一項及び第二項 第三百十四条の三第一項、第三百十四条の六、第三百十四条の七第一項及び第二項、第三百二 び第二項、第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項から第三項まで、 第一条中地方税法第十一条の二、第三十五条第一項、第三十七条、第三十七条の二第一項及 項及び第五項、 第三十三条の三第一項第一号及び第五項第一号、 第三十四条第一項及び第四

> Ŧi. (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正 法(平成二十年法律第二十五号)第十九条の攻正見をこ艮る。) り見ぎ て はここ エリー・限る。)、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六条(地方法人特別税等に関する暫定措置限る。)、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六条(第三号の二の二角三号の改正規定に 第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五条の三の二、第三十五条の三の三、 三、第四条第七項第一号及び第十三項第一号、第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号、 う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に 条第一項の改正規定に限る。)、第三十五条、第三十六条、第三十八条(租税条約等の実施に伴 る相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第一項、第十二条第四項及び第十六 第十二条、第二十条、第二十四条から第三十条まで、第三十二条(外国居住者等の所得に対す 条第二項、第七条第八項及び第九項、第十五条第二項から第四項まで、第三十一条(外国居住 十八条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四十条の規定 平成三十一年一月一日 びに附則第六条、第十六条、第三十二条 (前号に掲げる改正規定を除く。)、第三十四条、 第三十五条の三の四第二項並びに第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定並 号、第三十四条第三項第一号及び第六項第一号、第三十五条第四項第一号及び第八項第一号、 第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三条の三第三項第一号及び第七項第一 十四条の六第一号イの表並びに第七百条の五十二第一項の改正規定並びに同法附則第三条の 七十五条の二、第二百九十二条第一項及び第二項、第三百十一条、第三百十四条の二、第三百 十二項の改正規定に限る。) 並びに第三十九条第一項及び第三項の規定 平成三十年一月一日 及び第三項、第三十七条(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等 四十四号)第八条第二項、第四項、第七項及び第九項の改正規定に限る。)、第三十三条第一項 者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百 に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第四項、第六項、第十項及び第 第二条(次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条、第四条、第十条、 第二条中地方税法第二十三条第一項及び第二項、第三十四条、第三十七条第一号イの表、第 第一項及び第四項並びに第四十五条第三項及び第六項の改正規定並びに次条並びに附則第五 (平成二十年法律第二十五号)第十九条の改正規定に限る。)の規定 平成三十年四月一日 第三十五条の二第一項及び第五項、第三十五条の二の二第一項及び第五項、第三十五条 第三十四条の二第一項各号及び第四項各号、第三十四条の三第一項及び第三項、

2 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第七項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人 第三十九条 附則第三十七条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 第三条の二の二第四項及び第六項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の道府県民税につ び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。) の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前 いて適用し、平成二十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税について 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項及び第十二項の規定は、平成三十年度以後の年 なお従前の例による。

4 前の例による。 人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十三項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個

第四十条 附則第三十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び 用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。 (第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項(第二号に係る部分に限る。)及び第八項

2 法の特例等に関する法律第三条の二の二第十一項(第二号に係る部分に限る。)及び第十四 附則第三十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税 (第

二号に係る部分に限る。)の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用 平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 (平成二九年三月三一日法律第四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当

から四まで 略 次に掲げる規定

イからへまで 略 平成三十年四月一日

(罰則に関する経過措置) 第十一条の規定

第百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に (政令への委任) いて

第百四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で

二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

(施行期日) (平成三〇年三月三一日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。 各号に定める日から施行する。 から三まで 略 次に掲げる規定 平成三十一年一月 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

日

イからホまで 略 律第十一条第四項の表国税徴収法の項の改正規定 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

次に掲げる規定 からハまで 略 令和二年一月一日

律第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法

(罰則に関する経過措置

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合第百四十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

則 (平成三〇年四月一八日法律第一六号) 抄

(施行期日)

一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

(平成三一年三月二九日法律第二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。 該各号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当

定(「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。)、同法附則第三十五条第四項第める部分に限る。)、同法附則第三十四条第三項第四号の改正規定、同条第六項第四号の改正規 規定並びに同条第十一項第五号及び第十四項第五号の改正規定(「同条第二項」を る法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第五項第五号及び第八項第五号の改正 並びに第三十二条(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関す を「及び第十一項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。)に限る。) 項第五号の改正規定並びに同条第八項第五号及び第十一項第五号の改正規定(「及び第二項」 税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第三項第五号及び第六 項から第四項まで及び第七項、第三十一条(外国居住者等の所得に対する相互主義による所得 項第四号の改正規定並びに同条第五項第四号の改正規定(「同条第二項」を「同条第十一項」 定(「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。)、同法附則第三十五条の四第二 部分に限る。)、同法附則第三十五条の二第四項第四号の改正規定、同条第八項第四号の改正規 四号の改正規定、同条第八項第四号の改正規定(「同条第二項」を「同条第十一項」に改める 項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定(「同条第二項」を「同条第十一項」に改 定(「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。)、同法附則第三十三条の三第三 第七条、第七条の二及び第三十三条の二第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規 第三百十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに同法附則第五条の五から第五条の七まで、 に改める部分に限る。)並びに次条第二項から第四項まで及び第七項並びに附則第十三条第二 一項」に改める部分に限る。)に限る。)の規定 第一条中地方税法第三十七条の二、第四十五条の二第一項ただし書、第三百十四条の七及び 令和元年六月一日

# 則 (平成三一年三月二九日法律第六号)

(施行期日)

伴う経過措置)

当該 第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。 (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正

**第八十五条** 第十三条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地 受けるべき同項に規定する免税対象の役務提供対価については、なお従前の例による。 第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する免税相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規 条約等実施特例法」という。)第三条第一項に規定する免税相手国居住者等が施行日前に支払を 施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税 定する免税対象の役務提供対価について適用し、第十三条の規定による改正前の租税条約等の実 税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約等実施特例法」という。)第三条

2 新租税条約等実施特例法第三条の二第一項から第三項まで、第五項、第七項及び第九項の規定 条の二第一項から第三項まで、第五項、第七項及び第九項に規定する相手国居住者等、外国法 ては、なお従前の例による。 国居住者等配当等、株主等配当等、 国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等について適用し、旧租税条約等実施特例法第三 国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手 非居住者、居住者又は内国法人が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手 施行日以後にこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内 相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等につい

4 3 れらの規定に規定する償還差益について適用し、旧租税条約等実施特例法第三条の三第一項に規 者等又は同条第二項に規定する外国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する割引債のこ 相手国居住者等、 定する相手国居住者等又は同条第二項に規定する外国法人が施行日前に支払を受けるべきこれら 新租税条約等実施特例法第三条の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する相手国居住 新租税条約等実施特例法第四条第一項、第三項及び第五項の規定は、これらの規定に規定する 規定に規定する割引債のこれらの規定に規定する償還差益については、なお従前の例による。 外国法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定す

株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。 法人又は非居住者が施行日前に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、 る相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団体所得に係る所得税又は法人税について適用 旧租税条約等実施特例法第四条第一項、第三項及び第五項に規定する相手国居住者等、外国

第百十五条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に バティブ取引について適用する。 項に規定する譲渡又は決済をする同項に規定する資産又は未決済信用取引等若しくは未決済デリ (罰則に関する経過措置) 新租税条約等実施特例法第五条の二の規定は、同条第一項に規定する居住者が施行日以後に同

第百十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

政令で定

いて

#### 則 (令和元年五月三一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施

#### 則 (令和二年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。 号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

改正規定、同法附則第四条の四第一項及び第三項の改正規定(「同条第七項」を「同条第六項 第四条第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四条の二第七項第一号及び第十三項第一号の 条を加える改正規定並びに同法第七百四十五条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の二、 章第七節中第七百三十条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十三条の二十六の次に一 八の次に一条を加える改正規定、同法第七百一条の二十一から第七百一条の二十九まで、第七 百八十五条の十二まで、第五百四十四条から第五百五十条まで及び第六百十六条から第六百二 目中第四百六十三条の二十九の次に一条を加える改正規定、同法第四百八十五条の六から第四 第四百六十三条の十から第四百六十三条の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三 五条第一項第二号、第三百十四条の二、第三百十四条の六第一号イの表、第三百十七条の二第 第二百八十八条、第二百八十九条、第二百九十二条第一項第十一号及び第十二号、第二百九十 百七十七条の二十三の次に一条を加える改正規定、同法第二百三条から第二百五十八条まで、 で及び第百七十七条の二から第百七十七条の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第 規定、同法第九十七条から第百二条まで、第百四十四条の五十四から第百四十四条の五十九ま 次に一条を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四条の二十九の次に一条を加える改正 第七十一条の六十三から第七十一条の六十六まで、第七十二条の五十並びに第七十二条の七十 条の二十二から第七十一条の二十五まで、第七十一条の四十三から第七十一条の四十六まで、 条第二項、第四十五条の二第一項、第五十条、第七十一条から第七十一条の四まで、第七十一 四条の五第一項第二号、第二十七条第二項、第三十四条、第三十七条第一号イの表、第四十一 十条までの改正規定、同法第六百九十七条の次に一条を加える改正規定、同法第七百条の六十 に改める部分に限る。) 項、第三百三十四条から第三百四十条まで、第三百七十六条から第三百七十九条まで並びに から第七十二条の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三条の三十八の 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三条第一項第十一号及び第十二号、第二十 一条の六十八から第七百一条の七十二まで及び第七百二条の八第八項の改正規定、同法第四 並びに同法附則第三十三条の二第三項第一号及び第七項第一号、

> 和三年一月一日 者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百 改正規定に限る。)、第二十八条第一項から第四項まで、 四十四号)第八条、第十二条第四項、第十六条第一項並びに第三十四条第三項及び第十一項 法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七条の次に一条を加える改正規定並び 第三十五条の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五条の規定並びに第七条中特別 に附則第三条、第四条第二項及び第三項、第十二条第二項及び第三項、第二十七条(外国居住 十五条第四項第一号及び第八項第一号、第三十五条の二第四項第一号及び第八項第一号並びに 十三条の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四条第三項第一号及び第六項第一号、 第二十九条並びに第三十条の規定 令

伴う経過措置) (租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に

第三十条 前条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法 特例等に関する法律(次項において「新租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第五 ては、なお従前の例による。 項(第二号に係る部分に限る。)及び第八項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和三年度 後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税につい

(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適2 新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十一項(第二号に係る部分に限る。)及び第十四項 用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

#### 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。 号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

次に掲げる規定 令和三年一月一日

イからニまで 略

ホ

律第十三条第四項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の に一号を加える改正規定及び同条第五項の改正規定 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

兀 次に掲げる規定 令和四年一月一日

からハまで

及び同法第十条の七第一項の改正規定並びに附則第百三十二条第二項から第四項までの規定 律第十条の五第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

Ŧi. 次に掲げる規定 令和四年四月一日

る。)、第百六十四条、第百六十五条及び第百六十七条の規定 の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)第五十八条第一項の改正規定に限 年法律第六十七号)第二百六十条の二第十六項の改正規定に限る。)、第百五十一条から第百 く。)及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。)並びに附則第十四条から第十八条ま 五十六条まで、第百五十九条から第百六十二条まで、第百六十三条(銀行等の株式等の保有 三十二条第五項の改正規定に限る。)、第百四十三条、第百五十条(地方自治法(昭和二十二 で、第二十条から第三十七条まで、第百三十九条(地価税法(平成三年法律第六十九号)第 第三条の規定(同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除

からヌまで

法第七条の改正規定 は第二条の二第三項の改正規定、同法第四条第二項、第四項及び第六項の改正規定並びに同ル 第十八条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法

・|:(連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則)

#### 第十匹

2 正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。 律の臨時特例に関する法律(以下「四年旧震災特例法」という。)及び第三十条の規定による改 特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法 二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の る改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第 る所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定(同号ルに掲げる改正規定に限る。)によ 第五号ヌに掲げる改正規定に限る。)による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義によ による改正前の租税特別措置法 (以下「四年旧措置法」という。)、第十七条の規定 (附則第一条 の規定による改正前の国税通則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定 税法、第四条の規定による改正前の地方法人税法(以下「旧地方法人税法」という。)、第十三条 た課税事業年度(旧事業年度を含む。)の基準法人税額に対する地方法人税については、旧法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。)に対する法人税並びに法人の同日前に開始し 三十七条までにおいて同じ。)の連結所得(旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得 結法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。)の連結親法人事業年度が同日前に開始 含む。)の所得に対する法人税及び連結法人(旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連 した連結事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第 別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度(旧事業年度を

伴う経過措置)(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に

った日が同年一月一日前である場合については、なお従前の例による。く。)について適用し、旧租税条約等実施特例法第十条の五第四項に規定する該当することとな年一月一日以後である場合(同日の前日において当該異動に相当する事実を生じていた場合を除2 新租税条約等実施特例法第十条の五第四項の規定は、同項に規定する異動を生じた日が令和四

なお従前の例による。 税条約等実施特例法第十条の五第六項に規定する政令で定める場合に該当した場合については、税条約等実施特例法第十条の五第六項に規定する政令で定める場合について適用し、同日前に旧租金 新租税条約等実施特例法第十条の五第六項の規定は、令和四年一月一日以後に同項に規定する

| 月一日以後に同条第七項各号に掲げる場合に該当する場合について適用する。| 4 新租税条約等実施特例法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定は、令和四年 |

する営業所等を通じて旧租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する特定取引を行った者等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定等実施特例法第十条の五第七項第一号に規定する報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する年の前年以前の各年の十二月三十一日において旧租税条約定する特定取引を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告事項の間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて新租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規制を行った者が締結している同項の報告対象契約に係る同項に規定する報告金融機関等とのおり、新租税条約等実施特例法第十条の六第一項の規定は、施行日の属する年以後の各年の十二月三

の例による。

に関する報告事項に係る行為を行った場合について適用する。 新租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約

(罰則に関する経過措置) に関する報告事項に関し通常行われると認められる行為を行わなかった場合について適用する。 新租税条約等実施特例法第十条の七第二項の規定は、施行日以後に同項の特定取引に係る契約

(でない) からでいる (では) では、なお従前の例による。 にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (では、)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場の同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場第百七十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい

(政令への委任)

定める。 第百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で第百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で

# 則 (令和三年三月三一日法律第一一号) 抄

(施行期日)

附

号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各

から四まで 略

正規定及び同法附則第五十八条の改正規定に限る。)の規定
・ 第一条の規定(同条第一項の改正規定、同法第古十八条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第百九十八条第一項の改正規定、同法第百九十八条第一項の改正規定、同法第百九十八条第一項の改正規定、同法第百九十八条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第百九十八条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条の改正規定、の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条第二項第三号の改正規定、第一条の規定(同条中所得税法第九条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条次に掲げる規定(令和四年一月一日

(罰則に関する経過措置)

にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後て同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場第百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条におい

(政令への委任)

# 附 則 (令和三年六月一一日法律第六六号) 协

(施行期日)

号に定める日から施行する。 第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

十六号)第三条の二の三第一項の改正規定(「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等第百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法(昭和三十七年法律第百五十二号)び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及一、第六条中国民健康保険法附則第二十五条の改正規定並びに第八条中生活保護法第五十五条の一

(政令への委任)

条の四第十項第一号」に改める部分に限る。)並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十 一条の規定 公布の日

げる改正規定を除く。) 規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定(前号に掲 十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第百四条の改正規定を除く。)及び第七条の一 第六条の規定(前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七 令和四年四月一日

#### 則 (令和四年三月三一日法律第一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。 号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

から四まで

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に び第五項、第三十五条の二の五並びに第三十五条の二の六の改正規定並びに第八条及び第九条項の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第二項及び第六項、第三十五条の二の三第一項及 並びに附則第四条、第十一条、第十九条及び第二十条の規定 令和六年一月一日 項ただし書、第四十五条の三第二項及び第三項、第三百十三条第十三項及び第十五項、第三百 十四条の九第一項、第三百十七条の二第一項ただし書並びに第三百十七条の三第二項及び第三 第二条中地方税法第三十二条第十三項及び第十五項、第三十七条の四、第四十五条の二第

の特例等に関する法律第三条の二の二第七項、第八項(第七号に係る部分に限る。)及び第九項 の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個 人の道府県民税については、なお従前の例による。 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法

の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個等に関する法律第三条の二の二第十三項、第十四項(第七号に係る部分に限る。)及び第十五項 人の市町村民税については、 第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例 なお従前の例による。

同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において 係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に (罰則に関する経過措置) なお従前の例に

(政令への委任)

第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

#### 則 (令和四年三月三一日法律第四号) 抄

施行期日

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

第九十八条 この法律 (附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において 及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による 同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合 (罰則に関する経過措置)

第九十九条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に関し必要な経過措置は、

#### 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日

1 各号に定める日から施行する。 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

第五百九条の規定 公布の日

(令和五年三月三一日法律第三号)

抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、

当該各

一及び二 略

号に定める日から施行する。

次に掲げる規定 令和六年一月一日

イからホまで 略

律第十三条の改正規定 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法

次に掲げる規定 令和六年四月一日

イからトまで 略

律第七条の改正規定 第十四条中租税条約等の実施に伴う所得税法、 法人税法及び地方税法の特例等に関する法

(罰則に関する経過措置)

**第七十八条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合に おけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、 める。 政令で定

#### 附 則 (令和六年三月三〇日法律第四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお 同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税 に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

第三十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 る。 政令で定め

(政令への委任)

#### 附 則 (令和六年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。 号に定める日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各

から五まで

次に掲げる規定 令和八年一月

第十六条の規定及び附則第五十六条の規定

(罰則に関する経過措置)

政令で定

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条にお 同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

37 (政令への委任) した行為に対する制助の適用については、なお後前の例による。 (政令への委任) (政令への委任) まれ十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。